神奈川県
教育委員会

人権学習ワークシート集 Ⅵ

―人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第15集）―

平成28年2月

目　次

はじめに　1

ワークシート集の活用の仕方について　1

学校教育における人権教育推進のために　2

教材・解説編

1　短所を長所に変えよう　3

2　「いじめ」をなくすために　10

3　「デート DV」について考えよう　18

4　困っている人に寄り添おう　24

5　自分が介護者・要介護者になったら　28

6　ハンセン病から人権を学ぶ　32

7　同和問題について考えよう　41

8　外国につながりのある生徒のために　49

9　帰る家を失った人たち　56

10　犯罪被害者とその家族の人権について考えよう　63

11　拉致問題について考えよう　69

12　LGBT ってなんだろう？　78

高等学校の全体計画例　86

はじめに

生徒が人権尊重の理念「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を理解するとともに、それが態度や行動に現れるようになるよう、学校教育のあらゆる場面で人権教育を行うことが、いま、求められています。

このワークシート集が、学校における人権教育推進のための一助となれば幸いです。

ワークシート集の活用の仕方について

1 このワークシート集は、県内の高等学校・中等教育学校後期課程の特別活動や教科活動の中で、人権教育に取り組む際に活用するために作成されました。

2 このワークシート集は、「かながわ人権施策推進指針（改定版）」に基づいて、様々な人権課題を取り上げています。学校や学年、学級の実態に合わせて御活用ください。

3 このワークシート集は、各題材にワークシートとその解説を掲載しています。実践する前には、ワークシートと解説を十分に参照してください。

4 著作権上の制約があるため、別の冊子に収録したり、ワークシートの内容を変えて研究成果として発表するなど、研修や授業以外の目的で使用する場合には、神奈川県教育委員会にお問い合わせください。

5 ワークシートは神奈川県のウェブサイト（「人権教育指導資料・学習教材の紹介」）からダウンロードできますので、印刷して使用してください。

6 各学校に配付されている「人権学習ワークシート集Ⅲ（高校編第12集）」、「人権学習ワークシート集Ⅳ（高校編第13集）」及び「人権学習ワークシート集Ⅴ（高校編第14集）」に、他のワークシートとその活用例を多数掲載しています。併せて御活用ください。

学習を進めるに当たって

- 一人ひとりの生徒が話し合いなどに参加しやすい雰囲気を作りましょう。
- 生徒が、他の人の考え方を尊重しながら、意見や考えの違いを認め合えるようにしましょう。他の人を傷つけるような言動があったときは、その学習の時間内で問題点を指摘し、適切に指導しましょう。
- 生徒が、ワークシートに書いた内容を他の人に見せたくない場合や、話したくない場合などには、個々の生徒の意志を尊重しましょう。
- 学習の前に、ワークシートへの記入は書ける範囲とし、全部を記入する必要はないことを確認しましょう。

学校教育における人権教育推進のために

学校教育における人権教育の在り方について

各学校が人権教育に取り組む際、人権に関わる概念や人権教育がめざすものを明確にし、教職員が十分理解した上で、組織的・計画的に取組を進めることが大切です。

平成20年3月に文部科学省が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」において、人権教育の目標は次のように示されています。

> 一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

また、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるということが、態度や行動にまで現れるようにするために、各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められています。

> ① 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
> ② 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
> ③ 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

このような力や技能を培い、生徒の人権感覚を健全にはぐくむために人権が尊重される「学習活動づくり」、「人間関係づくり」、「環境づくり」が一体となった学校全体としての取組が必要です。

また、各学校が組織的・計画的に人権教育を推進するためには、人権教育全体計画を作成することが有効です。「高等学校の全体計画例」(P. 86) を参考にしてください。

1 短所を長所に変えよう

ノミ

まど・みちお

すばらしいことが
あるもんだ
ノミが
ノミだったとは
ゾウではなかったとは

「いわずにおれない」 著者 まど・みちお 集英社（平成17年12月）より

ワーク１

（1）詩を読んで感じたことを書きましょう。

（2）作者のいう「すばらしいこと」とはどのようなことでしょうか。

（3）（1）、（2）についてグループでの意見交換を通して、気づいたことや考えたことを書きましょう。

（4）作者が「ノミがノミだった」ことを「すばらしいこと」といっているように、あなたは「自分が自分だった」ことを「すばらしいこと」と思えますか。

（　　）はい　　（　　）どちらともいえない・よく分からない　　（　　）いいえ

ワーク２

（1）「自分が自分だった」こと＝「自分らしさ」を表す言葉を、長所・短所問わず書き出してみましょう。

（2）（1）で挙げた言葉を参考にして、自分が短所だと思っていることを3つ、次の表の短所①～③に記入しましょう。

名　前		短所①	短所②	短所③	
		⇩	⇩	⇩	励ましのメッセージ
名　前	長所				
名　前					
名　前					

（3）グループ内で（2）の表を回覧して、他の人の短所を逆転の発想で長所にしましょう（文章になっても構いません）。また、励ましのメッセージも考えてみましょう。

（4）他の人に考えてもらった長所を見て感じたことを書きましょう。

（5）短所を長所にとらえ直すという作業を通して感じたことを書きましょう。

ワーク3

もう一度詩を読んで、感じたことを書きましょう。

解説 1　短所を長所に変えよう

1　ねらい

人権教育の基本として大切なことは、自他の人権を認め尊重することである。つまり、自分自身の人権を尊重するとともに、他者の人権を尊重することである。

他者の人権を尊重するためには、他者を認め受け入れることが必要となる。そして他者を認め受け入れるためには、自分自身を受け入れ認めることが大切である。人は自己受容することではじめて他者を受容できるようになれる。

このワークでは自己受容の方法として、「自分らしさ」とは何かを考え、長所・短所を含めた「自分らしさ」に目を向ける。しかし短所は自分では気づかなかったり、素直に受け入れられなかったりすることも多い。そこで他者に自分の短所を長所に捉え直してもらう作業（リフレーミング）を行い、他者に認めてもらったり、ほめてもらったりすることで自己肯定感を高め、改めて「自分らしさ」と向き合い、自己を認める意識を育てたい。

2　進め方

展開例（50 分　3 ～ 4 人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1　ワーク 1　（12 分） ① 詩を鑑賞する。	○　授業者が一度朗読して終わるのでなく、生徒が朗読したり黙読したりして、詩にこめられた作者の想いへの理解を深めるよう促す。
② 詩を読んで感じたことを書く。（1）	○　必要に応じてノミの形状や生態について補足説明をする。
③ 作者のいう「すばらしいこと」とは何だと思うかを書く。（2）	
④ （1）、（2）についてグループで話し合い、気づいたことや考えたことを書く。（3）	○　他の人の意見を共感的に受け止めるようにするなど、互いの意見を尊重するよう促す。
⑤ 「ノミ」を「自分」に置き換えてみる。「すばらしいこと」と思えるかどうかを考える。（4）	○　詩の「ノミ」を「自分」に置き換えて読み、その際、「ゾウ」には「自分」とは対極の人やその状況にある人などを自由に入れて考えてもよいと伝える。
2　ワーク 2　（30 分） ① 「自分らしさ」を表すことばを長所・短所問わず書き出していく。（1）	○　できるだけ多く考えてみるように伝える。

② （1）で挙げた言葉を参考にして、自分が短所だと思っていることを３つ書き出す。（2）	○　表はグループで回覧するので、短所は他の人が知ってもよいものを書くように伝える。
③ グループでワークシートを回覧し、記入された短所について、視点を変え肯定的に捉えて長所として記入する。同時に励ましのメッセージを記入する。（3）	○　授業者が資料のリフレーミング辞書を参考にし、例を２つ程度紹介する。 ○　他者からの励まし、他者に認められることは自己を認めることにとても大切な経験となるため、励ましのメッセージは短くてもよいので、必ず書くように促す。
④ グループで順番にワークシートを回し、③を繰り返す。（3）	
⑤ 人に考えてもらった長所を見て感じたことを書く。（4）	
⑥ ワーク２を通して感じたことを書く。（5）	
３　ワーク３（８分）	
① もう一度冒頭の詩を読み、感じたことを書く。	
② まとめを聞く。	○　人権の尊重には、自分を認めることも他者を認めることも、どちらも大切であることを説明する。

３　解説

（1）自己受容

自分を受け入れること、自分を肯定的に捉えることを自己受容という。このワークでは、自分を無理に受け入れるということではなく、むしろ現在の自分を見つめて、自分はこういう人間だということを認識することの大切さについて考えさせたい。自分という人間への認識を高めることによって、他者に対する認識も深め、一方的な思い込みや偏見をなくし、他者受容への大きな一歩とすることをねらいとしている。

（2）詩「ノミ」について

詩人まど・みちおの作品には「生きものがその生きものであることを喜んでる」という詩が多く、この視点は自己受容に欠かせないものであると考える。「ノミ」という詩について、まど・みちおは次のように語っている。

自然がやってくださることはものすごく大きいことだという事実を、非常に短い言葉で簡単に言っとるだけなんだけれど、その事実が私には限りなく魅力的に見える。あの世行きが近くなってからは、なおさらに。

この世の中には生きものがごまんといますが、みんなそれぞれに違っている。もし同じだったらつまらないし、なんの進歩も発展もないでしょう？違うから、素晴らしいんですよね。人間だってそうで、肌の色や髪の色が違うから、いい。同じ日本人でも十人十色、百人百色で、一人ひとり顔や考え方が違ってるに決まってるし、だからこそ価値がある。お互いに補い合い、助け合うこともできる。それなのに今はみんな、人マネごっこばっかりやっとる。人と自分を比べては一喜一憂したりもする。それは本当に滑稽で悲しい、そして何より、もったいないことだと思います。

（中略）人と自分を比べて自分のほうが偉いように思ったり、逆にダメなように感じて人をうらやんだり、人のマネをしたりするのは、一生懸命でない証拠なんじゃないかなぁ。小さな子どもは遊ぶとき、それに没頭して無心で遊びます。あんなふうに、自分の目の前のことに一生懸命取り組んでおれば、つまらんこと考えとる暇はないと思うんです。一生懸命になるっちゅうことは、自分が自分になること。一生懸命になれば、一人ひとりの違いが際だつ。いのちの個性が輝き始める……。自分が自分であること、自分として生かされていることを、もっともっと喜んでほしい。それは、何にもまして素晴らしいことなんですから。

「いわずにおれない」　著者 まど・みちお　集英社（平成17年12月）より

作者のいう「自分が自分であることを喜ぶ」という考え方に気づくためにこの詩を鑑賞させる。詩の内容に共感できない、自分が自分であることを喜べない生徒もいるかもしれないが、そういう「自分」も含めて、この詩をきっかけに「自分」という人間を振り返ることを目的としている。

（3）短所を長所に捉え直す（グループワーク）

「自分らしさ」を表す言葉には短所が含まれることがあり、それらはなかなか自分では受け入れにくいものもある。このワークでは、短所を他者に紹介することで一度自分を客観的に見てみる。そしてグループワークを通して他者も同じように短所だと思っている部分があるということを気づくきっかけとする。さらに「自分らしさ」を受け入れるために短所を長所に捉え直す作業をする。自分の短所を自分で捉え直すのではなく、他の人に捉え直してもらい、励ましのメッセージとともに「他者に認められる」ことは、自己肯定感を高める経験となる。また、他者の短所を長所に捉え直すことは、多角的に「他者を理解する」という経験になる。これらの活動を通して、自分を認めるとともに他者を認めるという人権の尊重の大切さを感じるように促したい。

■ 資料　リフレーミング辞書

索引	書きかえたい語	リフレーミングすると
あ	甘えん坊な	人にかわいがられる
	飽きっぽい	好奇心旺盛な
	〃	興味が広い
	あきらめが悪い	一途（いちず）な
	〃	チャレンジ精神に富む
	あわてんぼ	行動的な
	〃	行動が機敏な
い	いいかげんな	こだわらない
	〃	おおらかな
	意見が言えない	争いを好まない
	〃	協調性がある
	いばる	自信のある
う	浮き沈みが激しい	心豊かな・表情豊かな
	うるさい	明るい・活発な
	〃	元気がいい
お	おこりっぽい	感受性豊かな
	〃	情熱的な
	おしゃべりな	社交的な
	おっとりした	細かいことにこだわらない・マイペースな
	おとなしい	穏やかな
	〃	話をよく聞く
	面白みがない	きまじめな
か	かたくるしい	きまじめな
	勝ち気な	向上心がある
	カッとしやすい	情熱的な
	変わっている	味のある・個性的な
	がんこな	意志が強い
	〃	信念がある
	〃	一貫性がある
き	気が弱い	人を大切にする
	〃	我慢ができる
	気性が激しい	情熱的な
	きつい感じの	シャープな感性の
	きびしい	責任感がある
	〃	自分に自信がある
く	口がきつい	率直な
	口が悪い	率直な
	口が軽い	うそのつけない
	〃	社交的な
	口下手な	うそがつけない
	暗い感じの	自分の心の世界を大切にしている
け	けじめがない	物事に集中できる
	けちな	経済観念のある
こ	強引な	エネルギッシュな
	興奮しやすい	情熱的な
	こだわりやすい	感受性の強い
	ことわれない	相手の立場を尊重する
	〃	人のために尽くす
	〃	寛大な
さ	さわがしい	明るい・活発な
	〃	元気がいい
し	しつこい	ねばり強い
	自分がない	協調性豊かな
	自慢する	自己主張できる
	〃	自分を愛している
	地味な	素朴な・ひかえめな
し	消極的な	ひかえめな
	〃	周りの人を大切にする
す	ずうずうしい	堂々とした
せ	せっかちな	行動的な
	〃	行動が機敏な
	責任感がない	無邪気な・自由な
そ	外面がいい	社交的な
た	だまされやすい	素直な・純粋な
	〃	人を信じられる
	だらしない	こだわらない
	〃	おおらかな
	短気な	感受性豊かな
	〃	情熱的な
ち	調子にのりやすい	雰囲気を明るくする
	〃	ノリがいい
つ	つめたい	知的な・冷静な
	〃	判断力がある
て	でしゃばり	世話好きな
な	生意気な	自立心がある
	涙もろい	人情味がある
	〃	感受性豊かな
ね	根暗な	自分の心の世界を大切にしている
の	のんきな	細かいことにこだわらない・マイペースな
	のんびりした	細かいことにこだわらない・マイペースな
は	八方美人な	人づきあいが上手な
	反抗的な	自立心のある
	〃	考えがはっきりした
ひ	人づきあいが下手	こまやかな心をもった
	〃	心の世界を大切にする
	人に合わせる	協調性豊かな
	一人になりがち	自立した・独立心がある
	人をうらやむ	理想のある
ふ	ふざける	陽気な
	プライドが高い	自分に自信がある
ほ	ぼうっとしている	細かいことにこだわらない・マイペースな
ま	周りを気にする	心配りができる
	負けずぎらい	向上心がある
む	向こうみずな	思いきりがいい
	〃	行動的な
	〃	決断力がある
	無口な	穏やかな
	〃	話をよく聞く
	無理をしている	期待に応えようとする
	〃	協調性がある
め	命令しがちな	リーダーシップがある
	目立たない	素朴な
	〃	協調性がある
	目立ちたがる	自己表現が活発な
	面倒くさがる	おおらかな
よ	よく考えない	行動的な
ら	乱暴な	たくましい
る	ルーズな	こだわらない
	〃	おおらかな

「みんなでリフレーミング」 中里 寛、「エンカウンターで学級が変わる中学校編３」 監修 國分康孝　図書文化（平成11年11月）より

（4）ワークの流れ（参考）

段階	内　　容
①	「自分らしさ」とは何かを考える。
②	「自分らしさ」を人に伝える・見てもらう。
③	「自分らしさ」を前向きに捉え直す。

↓　　↓

④	自分を受け入れられる＝自己受容	自分を受け入れられない。
⑤	「他者らしさ」を見ることができる。	様々な経験をしていく中で自分と向き合い、自信を持つ。
⑥	「他者らしさ」を前向きに捉え直して受け入れる。	自分を受け入れられる＝自己受容
⑦	他者を受け入れられる＝他者受容	「他者らしさ」を見ることができる。
⑧		「他者らしさ」を前向きに捉え直して受け入れる。
⑨		他者を受け入れられる＝他者受容

〈引用文献〉
「いわずにおれない」　著者　まど・みちお　集英社（平成17年12月）
「みんなでリフレーミング」中里 寛、「エンカウンターで学級が変わる中学校編３」監修 國分康孝　図書文化（平成11年11月）

2 「いじめ」をなくすために

ワーク１

次のような行動をとったことがあるか、チェックしてみましょう。

1. 友だちがからかわれているのを見て、おもしろがって笑ったことがある。
（ はい ・ いいえ ）
2. 友だちが誰かをからかっているのを見て、からかいに加わったことがある。
（ はい ・ いいえ ）
3. インターネット上での悪口の書き込みに便乗して、自分も書きこんだことがある。
（ はい ・ いいえ ）
4. 誰かを仲間はずれや無視するよう誘われ、いじめる側に加わったことがある。
（ はい ・ いいえ ）
5. SNS 等を通じて、誰かをみんなで無視をしたことがある。（ はい ・ いいえ ）

ワーク２

資料を読み、自分の考えを書きましょう。

1. （暴言を吐かれた）私
→ 私がつらかったのはどのようなことでしょうか。

2. （男の子の暴言に対して笑った）クラスの友だち
→ どのような気持ちで笑ったと思いますか。また、笑ったことについてあなたはどう思いますか。

3. 同級生の女の子
→ どのような気持ちで行動したと思いますか。

ワーク３

もし、自分が資料の場面にいたら、どのような行動をしていたと思いますか。自分の考えに近いものに○をつけてみましょう。

1. 「同級生の女の子」のように、「私」をかばう行動をとる。（　　）
2. 見ているだけで自分では何も行動しない。（　　）
3. おもしろがって一緒に笑ってしまう。（　　）
4. 自分も一緒になってからかいに加わってしまう。（　　）
5. その他（　　）
   （具体的に：　　）

ワーク４

「いじめをただ見ている人」や「いじめに加担している人（いじめる側に加わっている人）」は、どのような気持ちでそのような態度をとっていると思いますか。グループで話し合いましょう。

「いじめをただ見ている人」

「いじめに加担している人」

ワーク５

自分が友だちをいじめているつもりがなくても、結果的には、自分の行動がいじめに加担し、いじめをエスカレートさせている可能性があります。次の点について考えてみましょう。

（1）「いじめをただ見ている人」あるいは「いじめに加担している人」にならないために、どのようなことを心がけていくべきか、自分の考えを書きましょう。

（2）クラスや部活動などの自分の所属する集団の中で、いじめを許さない雰囲気をつくるために、なにが必要か考えて書きましょう。

ワーク６

ワーク５で記入したことをグループで意見交換し、その結果をまとめましょう。また、グループでまとめた内容を発表しましょう。

■ 資料

いじめを見ている君へ
できる方法で助けてあげて

スポーツジャーナリスト　**増田明美**

いじめられている人をみたら、勇気を持って助けてあげてください。いじめられている人が一番悲しいのは、自分を助けずに、ただ見ている人の眼です。その眼は、いじめられている人の心の中いっぱいに広がり、深い悲しみの川の中へ沈めてしまうのです。

私は小４のころ、背が低くてぽっちゃりしていました。ある日、先生から作文をほめられ、気をよくしていると、突然クラスの男の子から「ちびデブ」という大きな声が。心につきささり、はずかしくて泣いてしまいました。しーんと静まり返った教室に、小さな笑い声が起こり、心が凍りつきました。それは、ののしる声以上につらかった。

その時、同級生の女の子が「おおデブ！」とクラス中に響き渡る声とともに、その男の子をにらみました。特に親友というわけでもない女の子のひと言はすごくうれしかった。心の中にやわらかな日がさしたような気持ちになりました。

その男の子はそれから、その子のことも、ののしるようになりました。でも彼女はぜんぜん気にしない。そんな彼女を見て私は強くなれたような気がします。あのひと言がなければ、私は悲しい静かな空気の中でおぼれていたと思います。

もしも川を流されている人に気づいたらあなたはどうしますか。助けに行くと自分もおぼれてしまう。飛び込むことができなくても、周りの人に聞こえるように大きな声で助けを求めたり、「大丈夫」と声をかけながら川岸を走ったりすることはできるはずです。

いじめられている人をみたら、もしも自分だったら、と想像してみてください。そして自分ができる方法で助けてあげてください。

「完全版　いじめられている君へ　いじめている君へ　いじめを見ている君へ」 著者 増田明美
朝日新聞社 （平成24年9月）より

解説２　「いじめ」をなくすために

１　ねらい

自分がいじめに関与していないつもりでも、いじめを傍観したり、いじめに加担するような行動が、いじめをエスカレートさせたり、いじめられている友だちを深く傷つけることにつながることを理解させる。

集団の中でいじめが起こった時に、いじめられる人にとっては、傍観している人も、加害者と同じであると思えることを認識させるとともに、いじめを傍観している人たちがいじめを許さない立場に立つことの重要性を理解させ、適切な行動をとることができるようにする。

２　進め方

展開例（50 分　３～４人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
１　ワーク１　（2 分） ① 自分がいじめに加担するような行動をとったことがないか振り返る。	○　各項目を具体的にチェックすることにより、いじめが行われている状況に対して、自分が加担したことがあるかを確認できるようにする。 ○　これらの項目に「はい」と答えた人は、いじめの加害者になっていることを伝え、自分がいじめをしたつもりはなくても、知らず知らずのうちに、加害者になることに気付かせる。
２　ワーク２　（12 分） ① 資料を読み、いじめられる立場、いじめに加担している立場、いじめを許さない立場、それぞれの気持ちについて考える。 ② 記入した結果について、グループ内で意見交換する。	○　いじめに関して周囲の人が、無関心であったり、同調したりする雰囲気がある場合、被害者の傷はさらに深まること、また、いじめに立ち向かってくれる人がいることで救われることを伝える。
３　ワーク３　（6 分） ① ワーク３では、自分が資料の場面にいた場合、自分ならどの立場になると思うかについて考える。	○　自分自身について振り返りながら、自分ならどのような行動をとるか考えさせる。 ○　クラスでたった一人「私」をかばった友人の態度を取り上げるものであって、「おおデブ」という言葉を正当化するものではないことを伝える。

4　ワーク４　（10 分） ① ワーク３の意見をふまえて、「いじめの傍観者」「いじめに加担する者」の気持ちについてグループでまとめる。 ② まとめた内容をグループごとに発表する。	○　「いじめの傍観者」「いじめに加担する者」は、なぜそのような行動をとってしまうのかについて、具体的に話し合うように促す。 ○　全体で意見を共有させた後、どのような理由であっても、いじめにおいて、「傍観者」、「加担する者」の立場に立つことは、被害者にとっては加害者ではないかと投げかける。
5　ワーク５　（10 分） ① いじめに加担しないためにはどのようにしたらよいかを考える。（１） ② 集団全体が、いじめを生み出さない雰囲気をつくっていくためにはどのようにしたらよいかについて、自分の考えを記入する。（２）	○　自分はいじめをしているつもりはなくても、自分のとる行動によっては、いじめをエスカレートさせる結果になることを伝える。 ○　普段からどのようなことを心がけておけばよいか、具体的な行動を考えるように伝える。
6　ワーク６　（10 分） ① ワーク５で記入した内容についてグループで意見交換し、考えをまとめる。 ② まとめた内容をグループごとに発表する。	○　グループから出された意見をふまえて、いじめを起こさない・エスカレートさせないために必要なことを理解させ、いじめは絶対に許してはいけないという態度を培う。 ○　いじめる立場の人間だけでなく、いじめを傍観したり加担したりする立場であっても許されないことを伝え、一人ひとりがそのような認識に立って行動することによって、集団の中にいじめを許さない環境を作ることができることを強調する。

３　解説

文部科学省の「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」（以下、取組のポイント）において、「いじめ問題に関する基本的認識」の一つとして次の点を挙げている。

「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な

一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

つまり、いじめは、いじめる立場の人間だけでなく、いじめに加担したり傍観したりする立場であっても許されないこととして認識させるべきである。また、その上で、一人ひとりがそのような認識をもち行動することによって、集団の中にいじめを許さない環境を作ることができることを理解させたい。

そこで、このワークでは、主に「いじめを見ている立場」、「いじめに加担する立場」に焦点をあて、集団において、一人ひとりがいじめに対してどうするべきかについて考えさせていきたい。

ワーク１の５項目のうち１～４については、「平成26年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」の「いじめの態様」で上位に挙がっている項目をもとに作成した。また、スマートフォンの普及に伴い、SNS を通してのいじめ、仲間外れなどの行動が増えていることから、５の質問を加えた。このワークでは、生徒が自分の行動の振り返りをしたところで、自分がいじめを始めていなくても、知らず知らずのうちに、加害者になっている可能性があることを認識させたい。

資料は、クラスで、ある男の子に暴言を吐かれた「私」が、周りの友だちに笑われたことでさらに傷ついた話である。このワークを通して、いじめに関して周囲の人が、無関心であったり、同調したりする雰囲気がある場合、被害者の傷はさらに深まること、いじめに立ち向かってくれる人がいることで救われることに気付かせたい。

ワーク３は、ワーク５につながる質問である。

ワーク４は「いじめの傍観者」、「いじめに加担する者」に焦点を絞って、なぜそのような行動をとってしまうのかについて、グループで具体的に話し合いをさせたい。ここでは、生徒が次のようなことを記入することが予想される。

「いじめをただ見ている人」

・そのいじめに関わりたくないから
・かばったりしたら今度は自分もいじめられそうだから
・仲の良い友だちでなかったらかばわないから
・起きているいじめそのものに関心がないから
・いけないと思ってもどう行動してよいかわからないから　等

「いじめに加担している人」

・おもしろそうだったら、いじめに加わってしまうかもしれないから
・一緒にやらないと、自分がいじめられてしまうかもしれないから
・ただふざけ合っているだけだったら別にいいと思うから　等

意見交換がある程度進んだところで、全体で意見を共有し、その上で、どのような理由であっても、いじめにおいて、「傍観者」、「加担する者」の立場に立つことは、被害者にとっては加害者と同等であるということを生徒に十分に認識させる。

ワーク５・６では、いじめを起こさない・エスカレートさせないために、次の点について確認し、いじめを絶対に許してはいけないという態度を培うことが大切である。

・一人ひとりが他者の存在を大切にすることが重要であること
・自分が軽い気持ちで「ふざけている」「からかっている」つもりでも、相手の心を深く傷つけている可能性があることを十分に心に留め、常に自分の言動が他者を傷つけていないか意識することが大切であること
・自分がいじめを見ている立場の時に、「自分には関係ない」と無関心であることも問題であり、やめさせるよう全員が行動できることが重要であること
・いじめを始めた人に加担することは、いじめを深刻化させることにつながるという認識に立って、絶対にそのような行動をとってはならないこと
・相手に対して、悪意なくからかったりふざけ合ったりしていたつもりでも、相手が傷ついていた場合には、自分が相手の気持ちを理解していなかったことを反省し、誠意をもって謝罪すべきであること

国立教育政策研究所の「生徒指導リーフ　いじめの理解　Leaf. 7」には、いじめについて「特定の“いじめっ子”や“いじめられっ子”だけの問題ではなく、どの児童生徒も被害者にはもちろん、加害者になり得るという『事実』を正しく理解することが大切」であることが述べられている。

いじめにおいては、「いじめる立場」「いじめられる立場」に焦点があたりがちであるが、実際には「いじめを見ている立場」の生徒たちがどう行動するかということが、「いじめる立場」、「いじめられる立場」の生徒、そしていじめそのものに大きな影響を与える。

また、文部科学省の「取組のポイント」における「いじめを許さない学級経営等」の中では、次のように記述されている。

児童生徒の成長にとって必要な場合もあるといった考えは認められないものであり、個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組まなければならないこと。

また、教師の何気ない言動が児童生徒に大きな影響力を持つことに十分留意し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう留意すること。

このワークシートを授業で活用するにあたっては、授業者がクラスの状況を十分に把握し、かつ、授業者自身がいじめの根本的な問題をしっかりと理解した上で指導する必要がある。また、授業の中で、生徒の不適切な発言があった場合には、その都度指導するとともに、指導する側も不用意な発言のないよう十分留意することが重要である。

〈引用文献〉

「完全版　いじめられている君へ　いじめている君へ　いじめを見ている君へ」 著者 増田明美　朝日新聞社 （平成24年9月）
「生徒指導リーフ　いじめの理解　Leaf. 7」 文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（平成24年9月）
「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」文部科学省ウェブサイト

3 「デートDV」について考えよう

※ ここでは、交際相手からの暴力を「デートDV」とします。

ワーク１

事例１・２を読んで考えましょう。

〈事例１〉Ａ太とＢ子の場合

僕（A太）がＢ子とつき合いはじめたのは今年の夏休み。つき合いはじめてから半年が経つけど、お互いに好きっていう気持ちに変わりはないし、いつでも一緒にいたいって感じ。だから、暇さえあれば、いろんなところへ出かけてデートを楽しんでいるんだ。

でも、ちょっと気になることがひとつ…。デートでお茶したりご飯を食べたりする時、自分が払うことが多くなってきたんだ。つき合いはじめた頃は、おごった方がかっこいいかな、なんて思って自分から払ったりしていたんだけど、最近はＢ子もおごってもらって当然、みたいな感じになっているんだ。

それに、Ｂ子は、かわいいアクセサリーや小物が大好きで、ショッピングで気に入ったものを見つけると僕にプレゼントしてもらいたがるんだよね。自分がプレゼントしたものを身につけてくれるのは嬉しいし、Ｂ子がすごく喜んでくれるからつい買っちゃうんだけど…。

バイト代の大半がおごったり、プレゼント代に消えてしまう感じで、正直言って負担…。だからといってＢ子を好きって気持ちは変わらないし、金銭的に負担に思っていることも、Ｂ子に言う気にはなれないんだ。

〈事例２〉Ｃ子とＤ先輩の場合

私（C子）の彼、Ｄ先輩はとっても素敵で、学校中の女の子たちにとってあこがれの存在。そんなＤ先輩に告白されて自分でもびっくり。もちろんすぐにOKしてつき合いはじめたの。誰にも優しいＤ先輩だけど、私にもとっても優しくしてくれる。いつでも私のことを気にかけてくれていて、会えない時には、「Ｃ子の声が聴きたい」と言って必ず電話をくれるし、学校で会えた日でも毎晩、お互いにメールをしてる。

でも、あることがきっかけで急にＤ先輩からの束縛がすごくなってきた。夏休みに入ってバイトがとても忙しくなっちゃって、電話に出られなかったり、家に帰って疲れて返信しないまま寝てしまったことが続いたことがあったの。そのことが、Ｄ先輩を怒らせてしまったみたい…。ある時、バイトが終わって店を出ると、Ｄ先輩が私のことを待っていたの。そして私を見るなり、「なんで電話しないんだよ！彼氏から電話があったらすぐに出るのが普通だろ。メールも返さないし…」って。今まで見たことのないような怖い顔だったので、急に不安になっちゃって慌てて謝ったの。でも許してもらえなくて、その日以来、電話とメールは、すぐに返さないと必ず責められるし、会えば、私の携帯電話の着信・発信履歴やメールを必ずチェックされる…。私だって、Ｄ先輩はもてるし、私と会ってない時に、他の女の子と遊んでるんじゃないかって不安に思うことがあるから、先輩の気持ちもわからなくはないけど、でも、人の携帯電話までチェックするってどうなの!?

そう思うけど、Ｄ先輩に嫌われたくないし、私のことを一番に思ってくれているからそうしてるんだって思うと、「携帯電話をチェックされるのはいや」ってなかなか言えない…。

２つの事例は「デート DV」だと思いますか。自分の考えを書きましょう。またなぜそう思う（思わない）のか、その理由についても書きましょう。

ワーク２

ワーク１のどちらかの事例を選び、次の点についてグループで話し合いましょう。

【自分のグループが選んだ事例に○をしましょう。　〈 事例 １・２ 〉】

1. 「B子」や「D先輩」が相手に対してそのような態度をとるのはなぜでしょうか。

2. 「A太」や「C子」が嫌だと思っていても自分の気持ちを言えずにいるのはなぜでしょうか。

3. その行為をやめてほしいということをわかってもらうために、どのように伝えたらよいか、セリフを考えてみましょう。また、伝えるにはどのような方法があるか、考えてみましょう。

4. 相手に自分の気持ちを伝えても、状況が変わらない場合には、どのような解決方法があるか、考えてみましょう。

ワーク３

交際相手から次のような行為があった場合、あなたはどのように受けとめますか。あてはまるものに○をつけましょう。

【 ア：暴力だと思う　イ：どちらともいえない　ウ：暴力だと思わない 】

1. たたいたり、けったりする。	ア　・　イ　・　ウ
2. 物を投げつける。	ア　・　イ　・　ウ
3. バカにしたり、傷つく言葉を言う。	ア　・　イ　・　ウ
4. 大声でどなる。	ア　・　イ　・　ウ
5. メールのチェックをする。	ア　・　イ　・　ウ
6. 友達づきあいを制限する。	ア　・　イ　・　ウ
7. 性的な行為を無理やりする。	ア　・　イ　・　ウ
8. デートの費用やお金を無理やり出させる。	ア　・　イ　・　ウ

＊「ア：暴力だと思う」に○をつけた項目は何項目ありましたか？【　　項目】

ワーク４

ワーク３の行為やそれ以外に交際相手にされたくない行為について、グループで話し合ってみましょう。

解説３　「デートDV」について考えよう

１　ねらい

交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）における「暴力行為」には、「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」、「行動の制限」、「性的暴力」、「経済的暴力」があることを理解させる。交際において「暴力」が生じた場合の対処法、交際相手からの暴力についての認識のちがいをグループで話し合う活動を通して、自分を大切にし、相手のことも思いやることのできる対等な関係でいることの大切さを考えさせたい。

２　進め方

展開例（50分　３～４人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
１　ワーク１　（10分） ① 事例を読み、それぞれの事例が「デートDV」であると思うかどうかについて自分の考えを記入する。どうしてそのように思うのか、その理由についても記入する。	○　時間に余裕があれば、いくつかの意見を発表させ、それぞれの考え方を全体で共有してもよい。
２　ワーク２　（15分） ① 各グループで、どちらかの事例を選ぶ。 ② 選んだ事例の１～４の問いについてグループで話し合い、その内容をまとめて書く。	○　事例に書かれた情報をもとに、どのような場面や方法、言い方で相手に伝えるとよいかを具体的に考えるよう促す。 ○　他の人の意見を共感的に受け止めるようにするなど、互いの意見は尊重するよう促す。
３　ワーク３　（20分） ① ８つの項目について「暴力」であると思うかどうかについてチェックし、「デートDV」における「暴力」の内容について考える。また、いくつチェックしたかも書く。	

４　ワーク４ ① 交際相手にされたくない行為の内容についてグループで話し合い、その内容をまとめて書く。 ② いくつかのグループが発表し、全体で共有する。	○　各グループの話し合いの様子を把握しておき、内容が深まっているグループに発表を促す。
５　まとめ　（５分） ① まとめを聞く。	○　解説等を参考にし、発表内容もふまえ、次のような観点でまとめる。 ・　たとえ交際している関係であっても、相手の人権を侵害するような行為があってはならない。 ・　「デートDV」における「暴力行為」には、「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」、「行動の制限」、「性的暴力」、「経済的暴力」がある。 ・　ワーク３で提示されたような暴力が、項目によっては「暴力」として認識されていないことがあるので、このような行為を「暴力」として認識することが「デートDV」の防止に重要である。 ・　「デートDV」の状態に陥り、自分で解決できない場合にはそのままにせず、周囲に相談するなどの解決方法をとっていくことが重要である。

３　解説

（１）ワーク１について

生徒にとって、交際相手からの「暴力」＝身体的暴力のイメージが強いことから、ワーク１では「身体的暴力」でない事例を取り上げた。横浜市市民活力推進局の「デートDVについての意識・実態調査」によれば、特に、「デートの費用やお金を無理やり出させる」、「メールのチェックや友達づきあいを制限する」という行為について、「身体的暴力」や「性的暴力」と比べて、暴力としての認識が低いという結果になっている。そこで、事例は「経済的暴力」と「行動の制限」に関わる事例を取り上げた。

（２）ワーク２について

事例を通して、被害者や加害者がどうしてそのような状況に陥るのかについて考えた上で、被害者側になった場合には、我慢するのではなく、まず、相手に対して自分の気持ち

をきちんと伝えていくことが重要であることや、自分で解決できない場合には、身近な人や相談機関に相談することが大切であることを認識できるようにする。

（3）ワーク3について

ワーク3では、提示されている暴力行為について、生徒自身に自分の認識を確認させる。その結果を全体で共有すれば、人によって認識に差が出ることが想定される。暴力の認識が低いと「デートDV」の加害者にも被害者にもなりうることや、「デートDV」から抜け出せない状況に陥りやすいことを理解させるとともに、暴力の内容について十分に認識することが、「デートDV」の予防につながることを理解させたい。

高校生は、交際する機会が増える時期であり、その中で、「デートDV」に陥る可能性も十分に考えられる。なるべく早い段階で、生徒の暴力に対する規範意識を高めるとともに、「デートDV」に陥った場合に対処する方法を理解し、解決に向けて行動できる力を培うことはもちろんのこと、「デートDV」の被害者・加害者にならないよう、それぞれの心情などを深く理解するような授業を実践し、予防ができるよう啓発していくことが重要である。

「デートDV」を受けていることを本人から相談された場合は、自分（友人、家族、教職員等）は本人とつながるキーパーソンとなることを認識し、次に示す「被害者へのメッセージ」を参考にし、適切に対応することも取り上げたい。また、相談を受けた側、特に担任の教職員や、友人にあたる生徒等が全て一人で抱え込んでしまうことのないよう、学校は組織的に対応し、日頃から専門機関と連携してサポートを行う体制作りを心掛けておくことが重要である。

＊＊＊ もしかしてデートDV？と思ったら… ＊＊＊

◇ あなたは悪くないよ。（自分をせめないで。）
◇ 自分の気持ちを大切にしよう。（相手に「いやだ」と伝えることは大切だよ。）
◇ あなたはひとりぼっちじゃないよ。（きっとわかってくれる人がいるよ。自分の気持ちをだれかに話してみよう。）

「超カンタン　デートDVの基礎知識」 かなテラス（神奈川県立かながわ男女共同参画センター）、認定特定非営利活動法人 エンパワメントかながわ制作 （平成27年７月）より

〈参考資料〉

「デートDV についての意識・実態調査報告書」 横浜市市民活力推進局男女共同参画推進課 （平成20年３月）
「超カンタン　デートDVの基礎知識」 かなテラス（神奈川県立かながわ男女共同参画センター）、認定特定非営利活動法人エンパワメントかながわ制作（平成27年7月）

4 困っている人に寄り添おう

ワーク１

次の体験談を読み、それぞれが何に困っているかを考えましょう。

Ａさんの体験談

Ａさんは幼いころに事故に遭い、その後遺症で両足が不自由になり車椅子で生活しています。現在は自宅から２駅離れたところにある高校に、電車を利用して通っています。階段の上り下りや段差のあるところでは一人で移動することができず、電車を乗り降りする時も、必ず駅員さんの助けを借りています。

ある日、ホームから改札口へ行く時に、いつものようにエレベーターを利用しようとしたところ、大きなスポーツバッグを持った他校の生徒たちが何人もエレベーターの前に並んでいました。Ａさんは特に急いでいたわけではありませんでしたが、なかなかエレベーターに乗ることができず困っていました。また、まわりの人たちが迷惑そうな顔をしながらＡさんをよけて歩いているような気がして、申し訳ない気持ちになりました。

（１）Ａさんが普段の生活で何に困っているか、考えつく限り挙げてみましょう。

（２）Ａさんの感じている嫌な思いや苦しい思い、実際に困っていることを少しでもなくすためには、どういうことが必要でしょうか。

Ｂさんの体験談

Ｂさんは、小さいころから会話によるコミュニケーションが苦手で、音声のみで伝えられたことをうまく理解できません。聞こえていないわけではなく、声は伝わっているのですが、内容を理解することができないのです。一度インプットされた予定や物事を変更することは難しく、急な予定変更等があった場合は、自分がどうすればいいのか、いつも分からなくなります。今、何をする時間なのかがはっきりしていないと不安になり、そわそわと落ち着きがなくなってしまいます。

また、Ｂさんは人と話していても急にその場にそぐわないことを言ってしまいます。興味のあることには夢中になり、自分の知っていることや話したいことを次々としゃべるのですが、興味のないことには全く無関心です。本人に悪気はないのですが、そういう態度をとってしまうため、クラスでは孤立気味です。

（3）Bさんが普段の生活で何に困っているか、考えつく限り挙げてみましょう。

（4）Bさんの感じている嫌な思いや苦しい思い、実際に困っていることを少しでもなくすためには、どういうことが必要でしょうか。

ワーク２

（1）ワーク１で挙げたことについてグループでの意見交換を通して、気づいたことや考えたことを書きましょう。

Aさんの場合

Bさんの場合

（2）（1）で発表したことをもとに、AさんやBさんのような人たちのために、どのようなことに気をつければよいか、グループで意見交換し、その内容をまとめましょう。

Aさんの場合

Bさんの場合

まとめ

今回の学習を通して、学んだことや考えたことを書きましょう。

解説４　困っている人に寄り添おう

１　ねらい

障害のある人々が日常生活でどのようなことに困っているかを考え、相手の立場に立って物事を考え行動することの大切さを感じるとともに、社会でお互いが気持ちよく生活するために、一人ひとりがどんなことに気をつける必要があるかについての理解を深める。

２　進め方

展開例（50 分　３～４人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
１　ワーク１　（14 分） ① Ａさんの体験談を読み、Ａさんが日常生活で感じている困り感や実際に困っていることを少しでもなくすためには、どういうことが必要かについて考え書く。（１）（２） ② Ｂさんについても同様に行う。（３）（４）	
２　ワーク２　（30 分） ① ワーク１で各自が書いたことについて、グループ内で発表する。（１） ② （１）で意見交換した内容をもとに、グループで意見をまとめる。（２） ③ （２）について全体に発表する。	○　他の人の意見を聞いて気づいたことなどは適宜メモを取るよう促す。 ○　出された意見について、どんな配慮ができるのか具体的に考えるよう伝える。 ○　（１）でメモした他の人の意見で気づいたことを発表し合うことも、話し合いに効果的であることを伝える。 ○　他の人の意見を共感的に受け止めるようにするなど、互いの意見は尊重するよう促す。
３　まとめ　（６分） ① 個人で振り返りを行う。	○　グループワークや全体発表等、他の人の意見を聞くことで自分の中にどのような変化があったかを意識して振り返るよう促す。

３　解説

Ａさんの体験談は、身体に障害のある人の日常生活における困り感を想定して作成したものである。ここに出てくる「他校の生徒」たちのふるまいは、Ａさんに「エレベーターに乗れない」という物理的な困難だけでなく、「他の人に自分が邪魔だと思われているのではないか」という精神的なストレスもあたえている。そうでなくても、通勤・通学時間帯の駅など混雑した場所はストレスになりがちである。

身体に障害があり不自由さを感じている人の立場に立って、そのような人たちの困り感やストレスを少しでも緩和し、お互いが気持ちよく生活するためには自分たちがどのようなふるまいをすべきかを考えさせたい。

Ｂさんの体験談は、会話によるコミュニケーションが苦手な人や、人と話していても急にその場にそぐわないことを言ってしまう人の困り感を想定して作成した。外部から分かりやすい障害と比べ、コミュニケーションが苦手な人や、人と話していても急にその場にそぐわないことを言ってしまう人の感じている困り感は認識しにくいものである。

そういう様々な困り感を持った人がいるかもしれないことを理解し、それをその人の特性として受け止め、困っている時には手助けをすることが自然にできるような社会づくりの重要性について考えさせたい。「そんなこと言わなくても分かるだろう」と一般的には思われることでも、様々な特性がある人がいるのだということを考えさせ、相手の気持ちに寄り添い配慮する意識を育みたい。

5 自分が介護者・要介護者になったら

高齢社会といわれて久しい日本。65歳以上の高齢者の割合は2035年には3人に1人、2060年には2.5人に1人になると予測されています。

このような中で、誰もが高齢の家族の介護に関わる可能性があります。もし、あなたが介護者になったらどうしますか。また、高齢で要介護者になり家族の世話を受けるようになったら、どうしますか。

ワーク1

ペアを作って介護者と要介護者の立場を考えてみましょう。　ワークシート（別紙）

（1）1回目の自分の役割に○をつけ、その立場における生活へのこだわり（大切にしていること）を挙げる。
（2）生活項目に対して自分のこだわりを挙げていく。
（3）ペアで意見を交換する。お互いに相手の欄に交換した意見を書き込んでいく。
（4）役割を交換して（1）～（3）（2回目）を行う。

ワーク2

（1）介護者と要介護者の両方の立場になって感じたこと、また意見交換をして感じたことを書きましょう。

（2）（1）についてグループでの意見交換を通して、気づいたことや考えたことを書きましょう。

ワーク3

（1）ワーク1、2を通して、介護者と要介護者の人権を守るためにはどのようなことが大事だと思いますか。思ったことを書きましょう。

（2）（1）についてグループでの意見交換を通して、気づいたことや考えたことを書きましょう。

■ ワークシート（別紙）

自分の役割に○をつける→		1回目		2回目	
		介護者	要介護者	介護者	要介護者
生活へのこだわり		（例）仕事は続けたい	（例）おしゃれもしたい		
生活項目	起　床 就　寝	（例）毎日同じ時間がいい	（例）たまには寝坊したい		
	食　事	（例）介護食のサービスを利用してほしい	（例）手作りのご飯が食べたい		
	排　泄	（例）夜はおむつを利用してほしい	（例）トイレを利用したい		
	入　浴	（例）冬場は一日おきにしてほしい	（例）毎日入浴したい		
	身支度	（例）日々の服装をパターン化してほしい	（例）毎日の服装をその日の気分で決めたい		

解説 5　自分が介護者・要介護者になったら

1　ねらい

人権の尊重とは自他の人権を正しく理解し、相互に尊重し合うこと。つまり「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」である。自分らしさや、相手のその人らしさを相互に尊重し合うことが重要である。人権が侵害されるということは、それが否定されることである。介護が必要になったとしても、「その人らしさ」は保たれていなければならない。しかし要介護者の立場は一般的に受け身であり、介護者の一方的な都合で「その人らしさ」が保たれなくなることもあるだろう。このワークでは要介護者の立場を考え、要介護者である高齢者の「その人らしさ」を保つ＝人権を尊重するにはどうしたらよいかを考えさせたい。

その一方で、介護の現場では介護者の身体的・精神的負担も問題になっている。介護を一人で抱え込むことによって心身ともに疲労し、介護者の人権を損なう恐れもある。そこで介護者の立場も想像し、介護者・要介護者双方の人権を尊重するにはどうしたらよいかについて理解を深めさせたい。

2　進め方

展開例（50 分　ペアと 3 ～ 4 人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1　導入　(3 分) ① 高齢社会の概要を理解する。	○　ワークシート冒頭の説明文や解説（1）を読み上げるなどし、高齢社会の概要について説明する。
2　ワーク 1　(23 分) ① ペアで介護者と要介護者の役割を決める。（1） ② それぞれの立場で生活へのこだわりと、各生活項目へのこだわりを挙げていく。（2） ③ ペアで意見交換をし、相手の意見を自分のワークシートにそれぞれ書き込んでいく。（3） ④ 役割を交換し、②、③を再度行う。（4）	○　こだわりとは「『自分らしさ』を保つために大切にしていること」であると伝える。現在の自分のこだわりを参考に、介護者・要介護者になったときに「自分らしさを保つ」ための生活全般及び各種生活項目へのこだわりを挙げるよう伝える。
3　ワーク 2　(7 分) ① ワーク 1 を行って感じたことを書く。（1）	

② （1）についてグループ内で意見交換を行い、その中で気づいたことや感じたことを書く。　（2） 4　ワーク3　（17分） ① 高齢者の人権を守るために大事なのはどのようなことかを考える。（1） ② （1）についてグループで意見交換を行い、その中で気づいたことや感じたこと書く。　（2） ③ （1）（2）について、グループ内で話し合った内容を発表する。	○　人権の尊重とは「その人らしさ」が保たれているということであり、「その人らしさ」を保つためには相手の気持ちに寄り添って考えたり、配慮したりすること、またそれをお互いに尊重することが大切であると伝える。

3　解説

（1）高齢化の現状と将来

平成26(2014)年の統計では、日本の65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,300万人(前年3,190万人)となり、高齢化率(総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合)も26.0%（前年25.1%）と過去最高となった。今後は、総人口が減少を続ける一方で、日本の65歳以上の高齢者人口は2060年には国民の約2.5人に1人になると見込まれている。このような状況下では家族の介護を経験する可能性は誰にでもあるといえる。

（2）こだわり

「こだわり」→「こだわる」は「ちょっとしたことにとらわれる。拘泥する。元来は良い意味ではない。近頃は特別の思い入れがあることも言う」とある。(「岩波国語辞典　第六版」より)

ここでは「こだわり（る）」の良い方の意味に着目し、各個人が「『その人らしさ』を保つために大切にしたいと思うこと」と考え、「こだわり」を持つことをそれぞれの個性と捉えた。個性は「その人らしさ」であり、これを尊重することが人権を尊重することである。介護者、要介護者がお互いに「その人らしさ」を尊重するために、個々の「こだわり」を理解し歩み寄りながら生活することが重要である。

〈引用文献〉「岩波国語辞典　第六版」　岩波書店　（平成16年2月）
〈参考資料〉「平成27年度版 高齢社会白書（全体版）」　内閣府ウェブサイト

6 ハンセン病から人権を学ぶ

ワーク１

ハンセン病について正しく理解しましょう。

（１）次の1～7について、正しいものには○を、間違っているものには×を書きましょう。（資料１参照）

1. ハンセン病は、「らい菌」が原因で発症する病気である。（　　）
2. ハンセン病は、手足の障害や皮膚の病的変化といった症状が起きる病気である。（　　）
3. ハンセン病は、感染力が強く、うつりやすい病気である。（　　）
4. ハンセン病は、原因が解明されたものの、治すことが非常に難しい病気である。（　　）
5. ハンセン病は、身体の外観的特徴から、古くから偏見や差別の対象となった。（　　）
6. 過去にはハンセン病患者は、療養所に通院して強制治療を受けさせられた。（　　）
7. 過去にはハンセン病患者の家は、保健所職員により徹底的に消毒された。（　　）

（２）次の１～６の問いに答えましょう。（資料２、３参照）

1. 昭和28（1953）年に新しく成立した法律は、何という法律ですか。

2. ハンセン病が「治る病気」、「非常にうつりにくい病気」であることが解明されたにもかかわらず、前の法律から引き継がれたこの法律の問題点は何でしょうか。

3. 「らい予防法」が廃止されたのはいつですか。

4. 平成10（1998）年、療養所の入所者たちが、国に対して裁判を起こします。国のどのような責任を問う裁判でしたか。

5. 平成26（2014）年現在、ハンセン病療養所数は何カ所で何名の人が入所していますか。

6. 療養所を出られるようになったのに、現在も入所したままの人がいるのはなぜでしょうか。

ワーク２

（１）資料３を参考にして、ハンセン病患者はどのような差別や偏見を受けてきたか、挙げてみましょう。また、そのことについて、あなたが感じたことを書きましょう。

（２）（１）の内容についてグループで意見を交換し、気づいたことや考えたことを書きましょう。

ワーク３

（１）資料４を読んで、ハンセン病とHIV感染を比較し、あなたが感じたこと、考えたことを書きましょう。

（２）（１）の内容についてグループで意見を交換し、気づいたことや考えたことを書きましょう。

ハンセン病の悲しい歴史

みんなハンセン病を知ってる?
私は最近まで知らなかったんだ。
話を聞いて、かなりショックを受けた。

ハンセン病って、どんな病気か知ってる?

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。感染し発病すると手足などの末梢神経が麻ひしたり、皮ふにさまざまな病的な変化が起こったりします。早期に適切な治療を行わないと、手足などの末梢神経に障害が起き、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあります。また、体の一部が変形するといった後遺症が残ることもありました。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年(1873年)に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

ハンセン病は感染症だけど とてもうつりにくい病気なんだって

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。発病には個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても発病することはまれです。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

(日本人新規患者数:2011年2人、2012年0人、2013年1人)

早く見つけて適切な治療をすれば 治る病気なんだよ

昭和18年(1943年)、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。わが国では、昭和21年(1946年)から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになりました。その後、さまざまな薬が開発され、現在はWHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせて服用する治療が行われています。ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっています。

どうしてもっと優しくできなかったんだろう?

強制的に患者を隔離してしまうなんて‥‥

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていました。当初は、家を出て各地を放浪する患者が施設に収容されましたが、やがて自宅で療養する患者も収容されるようになりました。ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが警察官を伴ってたびたび患者のもとを訪れました。そのうち近所に知られるようになり、家族も偏見や差別の対象にされることがあったため、患者は自ら療養所に行くより仕方ない状況に追い込まれていったのです。このような状況のもとで、昭和6年(1931年)にすべての患者の隔離を目指した「癩予防法」が成立し、療養所の増床が行われ、各地にも新しく療養所が建設されて行きました。また、各県では「無癩県運動」という名のもとに、患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、人里離れた場所に作られた療養所に送られていくという光景が、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、それが偏見や差別を助長していったのです。

患者の収容には警察官が立ち会った

ハンセン病問題の歩み

差別のはじまり	●中世～近世 体の一部が変形したりする外観の特徴などから偏見や差別の対象にされることがあった。
患者の隔離政策	●明治後期(1900年代)～昭和前期(1940年代) 患者を強制的に収容し、療養所から一生出られなくする「ハンセン病絶滅政策」が行われ、偏見や差別が一層助長された。
治療薬の登場	●昭和前期(1940年代)～平成8年(1996年) 有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、患者の隔離政策はそのまま継続された。
「らい予防法」廃止	●平成8年(1996年)～ 「らい予防法」(「癩予防法」を昭和28年(1953年)に改正)が廃止され、患者隔離政策に終止符が打たれた。

学習のポイント

POINT1 ハンセン病は、「らい菌」による感染症
「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。感染しても発病するのはまれ

POINT2 現在は治療法が確立され
早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに治すことができる

POINT3 ハンセン病患者は、いつの時代も偏見や差別の対象にされてきた
国や社会が患者に対してどのように接してきたかを振り返る

ハンセン病と人権について考える

治療法が確立されて、ハンセン病は治る病気になったんだよね。
そして国は療養所の入所者・社会復帰者におわびし、政策を改めた。
それなのに、どうして偏見や差別がなくならないのだろう?

みんなの願いが政府に届くまで長い年月がかかったんだ

ハンセン病は治る病気になったのにどうして療養所に収容されたままだったの?

ハンセン病患者の隔離政策は、「癩予防法」という法律のもとで進められました。昭和28年(1953年)、患者の反対を押し切ってこの法律を引きつぐ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまり、ハンセン病患者は療養所に収容されると、一生そこから出ることが出来なかったのです。昭和21年にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、その後、新しい飲み薬タイプの治療薬が開発され、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていました。にもかかわらず、患者の強制収容が続けられたのです。昭和30年前後から徐々に規制が緩和され、病気が治って自主的に退所する人たちも出てきました。しかし彼らは療養所に入所する際に、社会や家族と断絶させられており、療養所の外では頼る人はなく、救いの手を差し伸べる人も、受け皿もなかったのです。そのような状況の中で、生活苦で体を壊したり、病気を再発させたりして、やむなく療養所に戻る人も少なくありませんでした。

治療薬「プロミン」の注射

ハンセン病の隔離政策が終わったのはつい最近のことなんだって

「らい予防法」は平成8年(1996年)にようやく廃止されました。平成10年(1998年)には入所者らによって熊本地裁に国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起されました。続いて東京、岡山でも提訴が行われました。平成13年(2001年)、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国はハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れ、控訴をしませんでした。その後、国は入所者たちにおわびし、新たに補償を行う法律を作り、入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組んでいます。

熊本地裁判決の日に原告が勝訴の感動を綴った詩

太陽は輝いた
90年、長い長い暗闇の中
一筋の光が走った
鮮烈となって
硬い扉を砕き
光が走った
私はうつむかないでいい
みんなと光の中を
胸を張って歩ける
もう私はうつむかないでいい
太陽は輝いた

熊本地裁での勝訴発表(写真提供:共同通信社)

熊本裁判に勝訴したから ハンセン病問題は解決したと思っていた

それなのに入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別は今でも根強く残っている

熊本地裁の判決に対し、国は控訴※断念を決めるとともに、内閣総理大臣談話を発表し、ハンセン病問題の早期解決に取り組む決意を表明しました。しかし判決後も、熊本県で入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起きるなど、残念ながら入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。そのため、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、安心して退所することができないという人もいます。

控訴断念するか否かの最終判断をする直前に、ハンセン病訴訟原告代表と面談する小泉内閣総理大臣(当時)(写真提供:共同通信社)

療養所を出られるようになっても故郷に帰れず、肉親と再会できない人もいるんだって

高齢や後遺症、周囲の偏見などを乗り越えて、療養所を退所して社会復帰した人もいますが、その数は決して多いとはいえません。療養所に入所したときに、家族に迷惑が及ぶことを心配して本名や戸籍を捨てた人もいるため、現在も故郷に帰ることなく、肉親との再会が果たせない人もいます。療養所で亡くなった人の遺骨の多くが実家のお墓に入れず、各療養所内の納骨堂に納められています。

星塚敬愛園の納骨堂

- 親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない――。
- 実名を名乗ることができない――。
- 結婚しても子供を生むことが許されない――。
- 一生療養所から出て暮らすことができない――。
- 死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない――。

こうした生活をハンセン病患者は長い間強いられてきました。あなたは想像できますか?

学習のポイント

POINT1 ハンセン病に対する偏見や差別をなくすために
ハンセン病について正しい知識を持とう

POINT2 ハンセン病問題を風化させてはならない
ハンセン病問題を解決するカギは、君たちが握っている

POINT3 ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題である
問題解決のために私たちに何ができるか考えてみよう

※裁判の判決に不満がある場合、上級の裁判所に再審理を請求すること。

ハンセン病問題から学ぶべきこと

もし自分や家族が患者だったらどう思う?
ハンセン病に対する偏見や差別は、
私たちの内にある問題なのかもしれない。

二度と同じ過ちを繰り返さないために 私たちはどうすればいいんだろう?

ハンセン病に対して偏見を持ち、入所者や社会復帰者、その家族を差別しているのはどんな人たちだと思いますか。実は、普通の人たちなのです。私たちは、気の毒な人たちがいたとすると同情します。ところが、気の毒だと思っていた人や自分より弱いと思っていた人たちが権利を主張したりなどすると、とたんに彼らを拒絶し、いじめたり、差別をしたりすることが多くあります。今の社会の中にも、ハンセン病に限らず、人種や年齢、障害の有無や性別、家柄などによる偏見や差別があるのです。そうした偏見や差別を解決していくためには、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが大切です。この授業をきっかけに、ハンセン病について正しい知識と理解を持つとともに、偏見や差別をなくすにはどうすればいいのか、人権が尊重される社会を実現するにはどうすればいいのか、そして自分たちに何ができるのかを考えてみましょう。

ハンセン病療養所 全国配置図

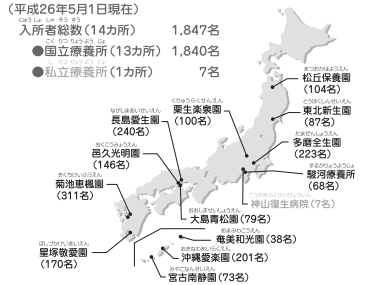

現在、日本には国立・私立をあわせて14カ所のハンセン病療養所があります。設置当初は隔離が目的であったため、その多くは交通の不便なところにあります。

人間回復の橋 〈岡山県・邑久長島大橋〉

長島と対岸の虫明を結ぶ邑久長島大橋は、1988年(昭和63年)に開通しました。隔離する必要のない証、人間回復の証として架橋され、現在は民間バスも乗り入れ、入所者も自由に島外に出かけられるようになっています。

人間回復の橋と呼ばれる邑久長島大橋

「偏見と差別が残るままでは見過ごせない 若い人に話をする機会を大事にしている」

…12歳で発病した元患者

私は12歳で発病し、故郷の愛知県から父親に連れられて療養所に入りました。すぐに本名を俗名※に変えることを勧められました。私の実家は真っ白になるまで消毒され、村八分のようになって引っ越しせざるをえなかったと後で聞きました。いずれ日本に「ハンセン病の元患者」はいなくなります。しかし、偏見と差別が残るまま、我々の人権が侵されたままでは見過ごせない。そういう思いから、私たちが置かれた境遇を若い人たちに話す機会を大事にしています。つらい病気を経験する人はどの時代にもいます。でも、国の政策や法律によって悲惨な思いをするのは、私たちを最後にしてほしいのです。

※本名ではない名前

「「療養所」の実態」

…元ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会会長 故・砌 雄二さん

国はハンセン病患者に対し、強制隔離しただけではありません。収容した療養所では、重症者の看護、眼や手足の不自由な人の介護、そして食事運搬や土工・木工、さらには亡くなった療友の火葬までも、入所者に強制的にやらせたのです。また、療養所内での結婚の条件として子供が産めない手術を強制されたりしました。さらに、こうした措置に不満をもらせば、次々と療養所内の監禁所に入れられました。栗生楽泉園には全国のハンセン病患者を対象とした「特別病室」という名の重監房があり、零下20度にもなる極寒の環境下で食事もろくに与えられず、たくさんの人が亡くなったのです

「夢見る故郷の空」

…ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会事務局長 竪山 勲さん

中学校二年生13歳の時、体に発疹が現れ、まもなく校長先生から「きみは学校へ来なくていいよ」と言われました。そして何がなんだか分からないうちに、星塚敬愛園に入所させられ、園に着いたその日に強制的に偽名を名のらされました。はじめて外出許可をもらい故郷の父に会いに帰りましたが、そこに待っていたのは「もう二度と帰ってきてくれるな。兄や姉たちにも迷惑がかかるといけないから」との父のことばでした。父にそう言わせたのは「らい予防法」があったからです。それは私から家族を、友達をそして故郷を、さらには教育を奪いました。以来私は帰郷をあきらめ夢の中でしか故郷へは帰れなくなりました。父が亡くなったのも知らされず、知ったのは亡くなってから満6年後のことでした。

「生徒のみなさんに今後を託して」

…元全国ハンセン病療養所入所者協議会 会長 故・神 美知宏さん

ハンセン病患者は、一人残らず強制隔離し病を根絶するという「らい予防法」と国の誤った政策は、未曾有の人権侵害を発生させ、今日までに療養所内で2万5000人が被害者として亡くなりました。私たちは、自由と人権と、人間としての尊厳を回復するために、1951年、全入所者によって組織を結成し運動を続けています。しかし、目的達成はまだ遠く、ふる里の墓参にも帰ることができない日々が続いています。社会の差別がそれを阻んでいるからです。私たちは高齢になり運動も限界にきています。生徒のみなさんに今後を託したいと強く念じています。

■ 資料 4

〈正しく知ろう　HIV とエイズ〉

HIV とエイズは違います

HIV は、英語の「Human Immunodeficiency Virus」の頭文字をとったもので、ヒト免疫不全ウィルスのことです。

エイズ＝AIDS は英語の「Acquired Immunodeficiency Syndrome」の頭文字をとったものです。日本語にすると「後天性免疫不全症候群」で、生まれた後にかかる、免疫の働きが低下することにより生ずる、いろいろな症状の集まり、という意味になります。エイズは HIV に感染することによって発症します。

HIV に感染すると、免疫の仕組みの中心である白血球の一種、「ヘルパーＴリンパ球（CD４陽性細胞）」が壊され、体を病気から守っている免疫力が低下します。

通常、HIV 感染から６～８週間経過すると、血液中に HIV に対する抗体が検出されます。感染から数週間以内に風邪に似た症状が出ることはありますが、この症状からは HIV 感染の有無は判断できません。また、その後は何年間も無症状なので、感染の有無は HIV 検査を受けなければ確認できないのです。

HIV に感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。自覚症状のないまま数年が経過しますが、その間に免疫力は低下し、やがて「日和見感染症」と呼ばれる、本来なら自分の力で抑えることのできる病気を発症するようになります。

HIV の感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の３つに限られます。握手をしたり、日用品を共用したり、プールやお風呂に一緒に入ったりするといった、日常生活の接触では感染しません。せきやくしゃみなどでもうつりません。つまり、日常生活の中では、性的接触以外で感染することはないのです。

〈HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう〉

私たちはだれでも、自由に、人間らしく生きる権利「人権」を持っています。しかし、HIV 感染者やハンセン病の患者・元患者の方々は、誤った知識や偏見などから人権が侵害されてしまうことがあります。偏見・差別をなくすためには、一人ひとりが HIV やハンセン病などに対する正しい知識を持ち、人権を尊重する心を持つことが大切です。

HIV やハンセン病は、人から人にうつる感染症です。しかし、日常生活における接触で感染することはほとんどありません。ハンセン病は感染したとしても、発病することは極めてまれですし、万一、発病しても早期発見と適切な治療で確実に治療することができます。また、HIV は感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。最近は治療薬の開発が進み、感染を早期発見し、早期治療することでエイズの発症を抑えることができるようになっています。

このように HIV やハンセン病は、治療が可能な病気ですが、今なお、誤った知識を持っている方が多く、HIV 感染者やハンセン病の患者・元患者の方々に対する偏見や差別が、いまだに解消されていない状況にあります。

例えば、2003 年（平成 15 年）、ハンセン病療養所の入所者であることを理由に、ホテルの宿泊を断られるという事件が起こりました。この報道を受けて、ハンセン病療養所の入所者がいわれのない非難や中傷を全国の人たちから受けました。また、HIV の感染者に対しても、HIV に感染していることを理由に仕事を解雇されたり、医療機関で診療を拒否されたりするなどの人権侵害が起こっています。

こうした HIV やハンセン病に対する偏見や差別をなくすためには、一人一人が、HIV やハンセン病について正しい知識を持つこと、また、患者・元患者、その家族などが置かれた立場を理解することが必要です。

「HIV/エイズの基礎知識」　公益財団法人エイズ予防財団ウェブサイトより
「暮らしのお役立ち情報　HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう」
政府広報オンラインウェブサイトより

解説６　ハンセン病から人権を学ぶ

１　ねらい

ここでは、病気による人権侵害の原点ともいえる「ハンセン病患者」の差別問題を素材に、生徒一人ひとりが「ハンセン病」の正しい知識と歴史を学ぶことにより、病気による人権侵害について広く考えさせ、様々な人権侵害に対して適切な行動を取ることができるようする。

２　進め方

展開例（50 分　３～４人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
１　ワーク１　（15 分） ① 資料１を参考にして１～７に答える。（１） ②（１）の答え合わせを行う。 ③ 資料２を参考にして(２)の１～６に答える。（２） ④（２）の答え合わせを行う。	○　資料から読み取りきれない部分についても推測するよう促す。 ○　指導用資料を参考に説明する。可能なら画像・映像資料等を使い、具体的なイメージをつかめるようにする。
２　ワーク２　（15 分） ① 資料３を参考にして自分の考えを書く。（１） ②（１）についてグループで話し合い、気づいたことや考えたことを書く。（２）	○　原因が解明されても差別が続いたことや、病気は誰にでも起こりうることについても考えるように促す。
３　ワーク３　（20 分） ① 資料４を読み、感じたことを書く。（１） ②（１）についてグループで話し合い、気づいたことや考えたことを書く。（２）	○　一人ひとりが差別にどのように向き合うべきか考えるよう促す。 ○　病気について正しく理解することが、人権侵害に対して適切な行動が取れるようになるために大切であることを伝える。

３　解説

ワークシート、資料及び視聴覚教材を使用して指導を展開する。グループ協議を入れた形式で展開例を挙げているが、状況に応じ講義形式も可能である。別途、指導用資料を参照するとよい。

また、HIV感染など今日的な課題についても取り上げることで、この問題を身近なものとして感じさせ、患者等の人権について理解を深めるよう促したい。

なお、DVD「メッセージ“私たちと人権”②」等の当事者の方のインタビューなどを用いてまとめとすることも効果的である。

※ DVDは神奈川県教育委員会行政課にて、県立学校に貸し出しをしています。貸し出し方法等については、行政課人権教育グループにお問い合わせください。

〈引用文献〉

「ハンセン病の向こう側」 厚生労働省（平成26年12月）
「HIV/エイズの基礎知識」 公益財団法人エイズ予防財団ウェブサイト
「暮らしのお役立ち情報　HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう」
政府広報オンラインウェブサイト

〈参考資料〉

「メッセージ“私たちと人権”②」　一般社団法人 神奈川県人権センター（平成22年12月）

■ 指導用資料

ハンセン病と人権について学習しよう

ワーク 1

（1）次の 1〜7 について、正しいものには○を、間違っているものには×を書きましょう。（資料 1 参照）

1. ハンセン病は、「らい菌」が原因で発症する病気である。（ ○ ）
2. ハンセン病は、手足の障害や皮膚の病的変化といった症状が起きる病気である。（ ○ ）
3. ハンセン病は、感染力が強く、うつりやすい病気である。（ × ）
   [（正）感染力が弱く、うつりにくい。]
4. ハンセン病は、原因が解明されたものの、治すことが非常に難しい病気である。（ × ）
   [（正）治療薬が開発され、早期発見と適切な治療により治すことができる。]
5. ハンセン病は、身体の外観的特徴から、古くから偏見や差別の対象となった。（ ○ ）
6. 過去にはハンセン病患者は、療養所に通院して強制治療を受けさせられた。（ × ）
   [（正）入所]
7. 過去にはハンセン病患者の家は、保健所職員により徹底的に消毒された。（ ○ ）

（2）次の 1〜6 の問いについて答えましょう。（資料 2、3 参照）

1. 昭和 28（1953）年に新しく成立した法律は、何という法律ですか。
   →「らい予防法」　※ 昭和 6 年に成立した「癩予防法」から新しい法律になった。

2. ハンセン病が「治る病気」「非常にうつりにくい病気」であることが解明されたにもかかわらず、前の法律から引き継がれたこの法律の問題点は何でしょうか。
   → 隔離収容政策が継続され、退所規定が設けられていないこと。

3. 「らい予防法」が廃止されたのはいつですか。
   → 平成 8（1996）年

4. 平成 10（1998）年、療養所の入所者たちが、国に対して裁判を起こします。国のどのような責任を問う裁判でしたか。
   → 国に対して、ハンセン病政策の転換が遅れたことの責任を問う裁判。
   ※ ハンセン病が解明されたのに隔離政策を継続したことが問題であることを確認。

5. 平成 26（2014）年現在、ハンセン病療養所数は何カ所で何名の人が入所していますか。
   → 14 ヶ所、1847 名。

6. 療養所を出られるようになったのに、現在も入所したままの人がいるのはなぜでしょうか。
   → 偏見や差別が根強く社会復帰をおそれている、家族に迷惑が及ぶことをおそれ絶縁状態にある、高齢となり家族とも音信不通になり帰る場所そのものがない、等。
   ※ 資料から単純に抜粋することが難しいので、必要に応じて家族との絶縁は自分からと相手からの両方のケースがあることを想定させる。

7 同和問題について考えよう

このワークでは、同和問題（部落差別）について考えます。同和問題は、日本固有の重大な人権問題です。同和問題と向き合って正しく理解し、差別を許さない心、人権を尊重する心をしっかりと持ちましょう。

ワーク 1

資料を読んで、次の（1）～（4）に答えましょう。

（1）同和問題とはどのようなものでしょう。

（2）同和問題はいつごろから始まったと考えられていますか。

（3）江戸時代の身分制度はどのようになっていましたか。

（4）江戸時代の身分制度の下で厳しい差別を受けていた人々はどのような仕事をしていましたか。

ワーク２

（１）「同和問題」はなぜ起きたのでしょう。資料を読んで考えてみましょう。

（２）どうして「心の差別」は起きるのでしょう。資料を参考にして考えてみましょう。

（３）「心の差別」を解決するにはどうすればよいと思いますか。あなたの考えを書きましょう。

ワーク３

（１）グループでワーク２の（３）について話し合い、出された意見や気がついたことなどを書きましょう。

（２）今日の学習を通して、学んだことや考えたことを書きましょう。

■資料

同和問題とは

日本の歴史の中で、人為的に形作られてきた身分制度により、一部の人々が住居や職業、結婚などを制限される差別を受けてきました。特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別される我が国固有の人権問題を、同和問題といいます。

こうした身分による差別は、すでに室町時代には一部の職業の人々が差別されていたことにはじまると考えられています。江戸幕府は、武士や百姓・町人とは別な身分を制度化し、それ以前よりも強固な身分制度を確立しました。この制度の下で厳しい差別を受けていた人々は、農業を営んで年貢を納めたり、優れた技術で牛馬の皮革加工や草履・雪駄づくり、医療・医薬品製造に携わったりするなどしたほか、城や寺社の清掃、幕府や藩の役人のもとで町や村の警備を行うなどして、社会を支えてきました。また、猿楽などの古くから伝わる芸能を継承発展させて、日本文化に大きく貢献しました。

明治４（1871）年に「解放令」が出て江戸時代の身分制度は廃止され、それまで被差別身分とされていた人々は、制度上は多くの武士や百姓・町人とともに平民となりました。しかし、多くの人々に身分差別の意識が残っている中で、被差別身分だった人々は、身分に伴って認められていた皮革加工などの権利が否定され、経済的に厳しい状況に置かれました。そうした状況の中で、差別から解放を求める運動が各地ではじまりました。（以下略）

心の差別と生活実態の差別

同和対策審議会答申では、部落差別には、「心の差別」（差別的なことばや態度で相手をさげすんだり、予断と偏見から結婚や交際をさけるなど）と「実態の差別」（就業の不安定や住宅、道路等の環境整備の立ち遅れなど）があり、こうしたふたつの面からの差別からおこる同和地区の人びとの生活の厳しさが、よりいっそう「心の差別」を広げ、それがまた生活を苦しくさせるという悪循環を繰り返してきたと指摘しています。

本県でもそうした悪循環をたち切るために、現在までさまざまな対策を講じてきました。その結果、「生活実態の差別」の解消を図る生活環境は、大きく改善するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、「心の差別」は、解消に向けて進んでいるものの依然として存在しています。

全国的にみると、今日でも、同和問題の解決を妨げるような事態がおきています。就職試験に際して、本人の能力や適性に全く関係のない本籍地（出生地）や親の職業について質問がなされたり、また、インターネットの電子掲示板に、同和地区の地名と侮辱的な記述が一緒に流されていたという事象もおきています。（中略）

また、結婚等にあたって、いまでも身元調査が見うけられます。このことは、その人の人柄などを評価するのではなく、血筋とか家柄にこだわる見方、考え方のあることを物語っています。このような見方、考え方を改めて、一人ひとりの人権が尊重された明るい社会を築く必要があります。

「同和問題の正しい理解のために」　神奈川県・神奈川県教育委員会　（平成21年3月）より

解説 7　同和問題について考えよう

1　ねらい

同和問題とは、日本の歴史の中で人為的に作られたものである。

被差別部落に関する研究については、近年、新しい研究成果が次々と発表され、これまで当然のように語られてきた部落差別の成り立ちを、単純に「近世の政治体制による分裂支配」に求める考え方や、「被差別部落の生活はつねに貧困で悲惨であった」といった見方などに、大きな修正と見直しが求められている。

こうした中で、生徒に対して同和問題の正しい理解を促し、なぜ差別が起こったのかを根源的に考えさせ、差別を許さない心、人権を尊重する心を育むことが本ワークのねらいである。

2　進め方

展開例（50 分　3 ～ 4 人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1　ワーク 1　（15 分） ① 資料を読み、同和問題についての概要を理解し、（1）～（4）に答える。　（1）～（4）	○　同和問題についての興味・関心を促すとともに、理解を深める。 ○　グループで相談しながら取り組ませてもよい。
② （1）～（4）の説明を聞く。 （1）～（4）	○　解説 P.45～P.47 を参考にしながら、説明する。 〔解答例〕 （1）・特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別されたこと ・我が国固有の人権問題であること （2）・室町時代には一部の職業の人々が差別されていたと考えられていること （3）・江戸幕府は、武士や百姓・町人とは別な身分を制度化し、以前よりも強固な身分制度を確立したこと （4）・農業や皮革加工、草履・雪駄づくり、医療・医薬品製造など ・城や寺社の清掃、町や村の警備 ・猿楽などの芸能

2　ワーク２　（９分） ① 「同和問題」がなぜ起こったか、資料を読んで考える。（１） ② どうして「心の差別」は起きるのか考える。（２）	○　グループで相談するよう促してもよい。 ○　同和問題をふまえながら、「心の差別」がなくならない理由を考えたり、自らの経験を振り返ったりして、思ったことを率直に書くよう促す。
③ 「心の差別」を解決する手立てを考える。（３）	○　現在もある「心の差別」にはどんなものがあるかについて考え、それを解決するための手立てを考えるよう促す。
3　ワーク３　（26 分） ① グループ内で意見を発表し合う。また意見交換をしながら気がついたことや考えたことを書く。（１）	○　「心の差別」はどうすれば解決できるか、率直に意見を出し合うよう促す。 ○　グループとして意見を統一する必要はないことを伝える。
② いくつかのグループが、話し合った内容を発表する。	○　各グループの話し合いの様子を把握しておき、内容が深まっているグループに発表を促す。また、様々な意見が出るよう配慮する。
③ まとめを聞く。	○　出された意見や解説を参考にしながら、「心の差別」はどうすれば解決できるか説明する。
④ 全体を通して学んだこと、考えたことを書く。（２）	○　全員が、差別をしない、許さないことについて理解を深めるようまとめる。

３　解説

ワーク１について

被差別部落の歴史的起源には、政治起源説・異民族起源説・職業起源説・宗教起源説などがあり、これまでの被差別部落の歴史学習においては、近世政治起源説に基づいて他の起源説の誤りを正すという目的や、被差別部落の人々には差別されるいわれはないことを明確にするという目的があった。

しかし、近年多くの研究者たちによる様々な領域からのアプローチにより、被差別部落の人々の多様な姿が明らかにされ、近世政治起源説の見直しも進められている。

そこで、被差別部落の歴史学習においては次に例示する研究成果等を積極的に取り入れることが求められている。

なお、これらの知識の整理は、あくまでも人権を尊重する態度を養うために必要である、ということを理解する。

（１）近世政治起源説の見直し

かつて、被差別民の起源について、近世政治起源説と言われる考えが中心的であった。しかし、現在は、被差別民の起源については、古代末期か中世にまでさかのぼると考えられている。かつて、非日常的状況の中で、特に死・出産・血を「ケガレ」と考える意識があり、その「ケガレ」を清める役割（「葬送」「死牛馬の処理」「行刑」「造園」「掃除」等）を担う人々への畏怖の念が、次第に「ケガレ」に関わる者への賤視観につながったと考えられている。このような差別意識の底流を権力が利用し、江戸時代中期になって制度的に確立していったと考えられるようになっている。

（２）江戸時代の身分制についての見直し

被差別部落の人々は、「武士・町人・百姓」とは別な身分とされて、地域社会から排除と差別を受けていた（必ずしも身分の序列で最底辺におかれたわけではない）。特に江戸時代中期から被差別部落の人々への差別が強化されてきたと言われている。しかし、実際には、（１）にあげた「ケガレ」を清める役割以外にも雪駄や皮革製品、医薬品の生産・販売、治安維持などで、社会的・経済的に被差別部落の人々と他の身分の人々との多様な交流が日常的にあったことが明らかになっている。

（３）江戸時代の被差別部落の生活の見直し

被差別部落の人々が一様に「貧しかった」という見方は、否定されている。被差別部落の人々の中には、富裕な人も、貧しい人もいた。ある被差別部落の周辺の農村では、18世紀以降に人口が停滞していった。しかし、その被差別部落では、人口が増加していたことが実証されている。その理由として、様々な手工業品や医薬品などの生産・販売を行っていたことや、諸役を行うことによって経済力があったことなどが考えられている。だからといって、被差別部落の全ての人々が豊かであったとは見られていない。また、生活条件の悪い地域に住まわされた事例もあるが、必ずしも全国的な状況ではないと考えられている。注意すべきことは、被差別部落の人々は貧しいことが原因で差別されていたのではないということである。

（４）被差別民の文化への貢献

中世における猿楽をはじめとする諸芸能や、慈照寺・鹿苑寺の庭園や優れた石塀などが、被差別民によって生み出された。また、「蘭学事始」に記載されている人体解剖を実際に行い、内臓について正確な知識をもって説明をした人物は被差別民である。さらに、医者や医薬品製造などをしていた人もいた。このように、被差別民は、日本の文化や医学の発展に功績を残している。

（５）「解放令」について

明治４（1871）年に太政官布告いわゆる「解放令」が出たことによって、それまで被差別身分とされていた人々は、制度上は多くの百姓・町人とともに平民となった。その一方

で、それまで与えられていた特権が奪われたために、経済的基盤を失い、社会的・経済的な差別が強められてしまった。だが、解放令には、以後、各地で起きた多くの人々の差別に反対する運動のよりどころとなったという意義もある。

（6）部落解放運動について

解放令以後、全国各地で被差別部落の生活状況を改善することで差別をなくそうとする運動が行われた。その中で、被差別部落の人々による自主的な解放運動を行う全国水平社が大正11（1922）年に創立された。これ以後、各地で水平社が設立され、差別をなくす活動を展開した。神奈川県では、半官半民の組織として神奈川県青和会が設立された。神奈川県青和会は、差別をなくすために、啓発活動や被差別部落の生活改善に取り組んだ。

戦後、基本的人権の尊重を規定した日本国憲法が施行された後も、部落差別は続いた。そのために、昭和40（1965）年、国の同和対策審議会から「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」とした答申が出された。この答申等に基づき、さまざまな同和対策を行う特別措置法が平成14年（2002）年3月まで施行され、生活環境面などの改善において成果を上げたといえる。

一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深め、差別を許さない心をもって、差別の連鎖を断ち切ることが、教育に求められている。そのことを十分に認識した上で、生徒に同和問題について考えさせたい。

なお、同和問題に関する認識を確実なものとし、より豊富な情報を得るために各県立学校に配付されている次の図書を参照していただきたい。

〈配付図書〉

「神奈川の部落史」「神奈川の部落史」編集委員会　（平成19年9月）
「これでわかった！部落の歴史　私のダイガク講座」　著者　上杉　聰　解放出版社　（平成16年12月）
「部落の歴史に学ぶ」　神奈川部落史研究会　（平成25年10月）
「知っていますか？部落問題一問一答 第3版」　著者 奥田　均　解放出版社　（平成25年11月）

ワーク2・ワーク3について

同和問題について取り上げる場合、地理歴史科や公民科の教科書に記載されている同和問題に関連する歴史の諸問題についての知識を教えるだけでなく、生徒一人ひとりの心の中に差別を許さない心をしっかりと育むことが大切である。

（1）平等について

日本国憲法第十四条で「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とある。そして、平等とは、「人を分け隔てなく、等しいものは等しく扱う」ことである。

この考えから、「かながわ人権施策推進指針（改定版）」では「誰もが機会の平等を保障

され、能力が発揮できる社会づくりをめざす」と基本理念に述べられている。この「機会の平等」を保障するためには、あらゆる人々が互いに違っていることを認め合うことが前提になる。例えば、日本語を母語としない児童・生徒に対して、個別に日本語授業を行うなどは、能力の発揮の機会を保障し、教育を受ける権利の保障のために必要になると考えられる。他と異なった扱いであっても、それが状況によっては、平等を保障することにつながるのである。

（2）「差別」とは？

「差別」とは、「特定の人々（個人や集団）に対する偏見をもとに、その人々に対して不利益・不平等な扱いをすること」である。例えば、採用選考において本籍地や家族の職業等を理由に不採用にすることは、不採用の理由が本人の能力・適性とは関係のない予断と偏見に基づくものであり、「差別」といえる。

「差別」は、「偏見」から生まれるという。十分な根拠のないマイナスイメージ（偏見）を、個々の差異を無視して個人や集団に当てはめ、それが「ことば」や「態度・行動」として表に出ると「差別」を生むと考えられる。

「差別」をしない、させないためには、「自分の偏見に気付くこと」「偏見をなくそうと努力すること」が大切である。そのためには、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を養うことで、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を向上させ、それらを実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。

（3）被差別部落の歴史の転換

被差別部落の歴史を学ぶ場合に留意すべきことは、知識を増やすだけにとどまらず、民主的、平和的な国家・社会の一員として、有為な社会の形成者として、必要な自覚と資質を養うために、人権を尊重するという目標を忘れないことである。

〈引用文献〉

「同和問題の正しい理解のために」　神奈川県・神奈川県教育委員会　（平成21年3月）

8 外国につながりのある生徒のために

ワーク 1

表１は神奈川県内の外国人数の推移を、表２は神奈川県内の外国人数の上位５カ国を表したものです。

（1）表１から読み取れることをグループで話し合い、その内容を書きましょう。

表１

年　度	1985	1990	1995	2000	2005	2006	2007
人　数	47,279	77,351	104,882	123,179	157,947	160,600	167,601
増　減		30,072	27,531	18,297	34,768	2,653	7,001

年　度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
人　数	174,352	175,014	171,439	167,893	161,155	160,605	166,006
増　減	6,751	662	−3,575	−3,546		−550	5,401

＊2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は１月１日現在のデータ

＊2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数

（2）表２の（　）内に予想される国･地域名と、その国･地域で話される主要言語を、グループで話し合い、書いてみましょう。

表２

	国･地域	人　数	外国人構成比	主要言語
１位	（　　）	54,520 人	32.8%	（　　）語
２位	（　　）	29,355 人	17.7%	（　　）語
３位	（　　）	18,482 人	11.1%	（　　）語
４位	（　　）	8,532 人	5.1%	（　　）語
５位	（　　）	7,864 人	4.7%	（　　）語

「県内外国人統計（外国人登録者統計）」　神奈川県県民局くらし県民部国際課（平成27年1月1日現在）より

ワーク２

次の生徒２人の会話を読み、質問に答えましょう。

A：ねえ、知ってる？　明日うちのクラスに留学生が来るらしいよ。
B：本当に？
A：しかも、私たちの席の近くに座るんだって！
B：えっ!?　うまくやっていけるかな…。
A：それは不安なこともあると思うけど、でもいろいろ楽しそうじゃない？
B：う〜ん…。

（1）Bさんが不安に思っていることを考え、書きましょう。

（2）Aさんが楽しみだと思っていることを考え、書きましょう。

（3）留学生自身はどのように思っているでしょうか。楽しみだと思っていること、不安に思っていることの両方を書き出してみましょう。

ワーク３

学校生活において、留学生が「困ってしまいそうなこと」、それに対して「あなたができること」を時間ごとに話し合い、書き込みましょう。

日 程 表	困ってしまいそうなこと	あなたができること
・登校時 8:40　HR 8:50　日本史Ａ 9:50　音楽 Ⅰ （移動教室） 11:50 コミュニケーション英語Ⅰ 12:40　昼休み 13:25　体育 14:25　数学 Ⅰ 15:30　放課後 ・部活動 ・文化祭準備 ・下校時など		

ワーク４

ワーク３を踏まえ、留学生とクラス全体の双方が充実した学校生活を送るために、どのような点に気を付けるべきか、グループで話し合って書きましょう。

ワーク５

今日の学習を通して，学んだことや考えたことを書きましょう。

解説 8　外国につながりのある生徒のために

1　ねらい

近年、神奈川県内では外国につながりのある生徒が増え、また、その国籍や出身地も様々であり、それぞれのニーズに合った支援が必要だと考えられる。このワークではまず、県内の外国人の現状を知り、クラスに外国につながりのある生徒がいたときに、相手の困り感や気持ちを積極的に理解したり配慮したりすることの大切さを考えさせたい。また、それらを踏まえた上で個人として、あるいはクラス全体としての両方の視点から具体的にできる支援にはどんなことがあるか考えさせたい。

2　進め方

展開例（50 分　3 ～ 4 人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1　ワーク 1　（20 分） ① 過去 30 年の外国人数の増減を見て、その理由などを話し合い、意見をまとめ、書き込む。（1） ② グループで表 2 の（　）に当てはまる国･地域や主要言語を、理由も考えながら書き込む。（2） ③ 解答を聞く。	○　神奈川県内の外国人数の現状について、推移を確認しながら具体的に理解を深めるよう促す。 ○　時間に余裕があれば、生徒の考えを聞いてもよい。 ○　解説を伝える。 ○　それぞれの言語を知っているかどうか問い、外国においては日本語も同じ状況ではないかと投げかける。自分の母語を理解する人がいない不安や、異なった言語を使う国での生活の難しさを理解できるように促す。
2　ワーク 2　（10 分） ① 留学生を受け入れる側として不安なことを B さんの気持ちになり書く。（1） ② 留学生を受け入れる側として楽しみなことを A さんの気持ちになり書く。（2） ③ 留学生の気持ちになって、楽しみなことと不安なことを書く。（3）	○　「知らないこと」から不安になる気持ちと、新たに「知ること」への楽しみな気持ちの両方を理解するよう促す。

3　ワーク3　（10分） ① 日程表に沿って、それぞれの場面で留学生が困ってしまいそうなことや解決する具体的な手立てをグループで話し合い、意見をまとめ書く。	○　具体的なことだけでなく、学校生活全体にわたる広い視野でも考えるよう促す。
4　ワーク4　（5分） ① 個人やクラス全体でどのようなサポートができるかをグループで話し合い、意見をまとめる。 ② いくつかのグループが発表する。	○　異なる文化を持つ人々を受容し、共生しようとする気持ちを持てるよう促す。 ○　各グループの話し合いの様子を把握しておき、内容が深まっているグループに発表を促す。
5　ワーク5　（5分） ① 全体を通じて思ったことをまとめる。	

3　解説

ワーク1について

（1）神奈川県内の外国人数

神奈川県内の外国人数の推移を見て現状を知る。法務省の調査において、神奈川県の在留外国人数は全都道府県のなかで第4位（1位 東京、2位 大阪、3位 愛知）であることなども生徒に投げかけながら、「多文化共生」の重要性を理解させたい。

普段の生活でよく見かける外国人や外国料理店、看板や標識に書かれている言語など様々な視点から神奈川県内の外国人の出身国･地域の順位を予想させる。また答えを発表した後、それぞれの国が世界のどこにあるかなどを考えさせたり、県内の外国人の国籍数は164の国・地域（平成27年1月1日現在）に及ぶことを投げかけたりしながら、国際化が進んでいることを理解させたい。

（2）人数の多い国･地域名とその国･地域の主要言語

	国･地域	人　数	外国人構成比	主要言語
1位	（　　中　国　　）	54,520人	32.8%	（　　中　国　　）語
2位	（　韓国・朝鮮　）	29,355人	17.7%	（　韓国・朝鮮　）語

3位	（　フィリピン　）	18,482 人	11.1%	（フィリピノ・英語　）語
4位	（　ベトナム　）	8,532 人	5.1%	（　ベトナム　）語
5位	（　ブラジル　）	7,864 人	4.7%	（　ポルトガル　）語

ワーク２について
「知らない」と「不安」

先入観やイメージ、「ただ知らないだけ」といった根拠のない不安は相手を知れば解決することができることを理解させたい。

自分の知らない国や文化・習慣について知ること、また自分の国や文化・習慣について相手に知ってもらうことの楽しさを考えさせ、不安であった点は楽しみの入り口であることを理解させたい。

ワーク３、４について
文化と文化で歩み寄る

自分がある日、外国の学校に留学することになったときにどう思うかという視点で想像をさせてみる。また、具体的な例として、日本に住んでいて、日常生活では日本語が話せている「外国につながりがある生徒」でも、日本語を学ぶ機会が少なく、学習言語を獲得するのに５～７年ぐらいかかることから、学習に用いる言語は苦手で、周囲からは「日本語ができるのに、勉強は得意じゃないのはなぜだろう」と思われてしまう。「日本語の曖昧な表現がわからない」などの言語的な問題や、「食べてはいけないものがある」「肌を露出するため、水泳の授業での服装に困ってしまう」などの宗教上の理由、「学習に取り組む姿勢」や「部活動の有無」など、学校というものの捉え方そのものの違いも考えられる。こういう違いを伝えながら、相手の立場になったり気持ちに寄り添ったりして考えることが、お互いを分かり合う上でとても重要であることを理解させたい。

〈引用文献〉
「県内外国人統計（外国人登録者統計）」　神奈川県県民局くらし県民部国際課　（平成27年１月１日現在）
〈参考資料〉
「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」　法務省入国管理局　（平成27年６月末現在）

9 帰る家を失った人たち

※ ワークシート１を使用する際は、この点線以下を印刷してください。

■ ワークシート　1

何の数字か考えてみよう

ワーク 1

次の表は、厚生労働省が毎年発表している調査結果です。何を表した数字でしょうか。

（　　）の人数

	男	女	性別不明	合　計	差引増▲減
平成 19 年調査	16,828	616	1,120	18,564	—
平成 20 年調査	14,707	531	780	16,018	▲2,546 （▲13.7%）
平成 21 年調査	14,554	495	710	15,759	▲ 259 （▲ 1.6%）
平成 22 年調査	12,253	384	487	13,124	▲2,635 （▲16.7%）
平成 23 年調査	10,209	315	366	10,890	▲2,234 （▲17.0%）
平成 24 年調査	8,933	304	339	9,576	▲1,314 （▲12.1%）
平成 25 年調査	7,671	254	340	8,265	▲1,311 （▲13.7%）
平成 26 年調査	6,929	266	313	7,508	▲ 757 （▲ 9.2%）

調査方法：市町村による巡回での目視調査
厚生労働省ウェブサイト掲載の調査結果より

■ ワークシート　2

帰る家を失った人たち
～「ホームレス」の人権について考えよう～

ワーク２

（1）「ホームレス」の人たちについて知っていること、また、「ホームレス」という言葉からイメージすることを書きましょう。

（2）なぜ「ホームレス」となってしまう人がいるのでしょうか。その原因として考えられることを書きましょう。

（3）（1）、（2）の内容についてグループで意見を交換し、気づいたことや考えたことを書きましょう。

（4）DVD「『ホームレス』と出会う子どもたち」を視聴して、「ホームレス」の人たちに対してできる支援には、どのようなことがあると思うか、書きましょう。

（5）「若者ホームレス」についての説明を聞いて、感じたことや考えたことを書きましょう。

ワーク３

（１）ワーク２を通して、あなたの中で「ホームレス」の人たちに対する考え方にこれまでと何か変化はありましたか。「変わった・変わらない」のどちらかに○を付け、その理由を書きましょう。

「ホームレス」の人たちに対する考え方が（　変わった　・　変わらない　）

《理由》

（２）（１）についてのグループでの意見交換を通して、気づいたことや考えたことを書きましょう。

解説 9　帰る家を失った人たち

1　ねらい

ホームレスの人たちについて、「どのような人たちなのか、なぜそうなってしまうのか、現在はどのような状況になっているのか」など実態を知ることで、ホームレスの問題は決して他人事ではないことや、身近で切実な問題であることを理解する。また、ホームレスの状態を自分の身に置きかえて考え、相手の気持ちに寄り添うことで人権意識を育むことがねらいである。

さらに、生徒たちと年齢の近い「若者ホームレス」も社会問題となりつつあることについても考えさせたい。

2　進め方

展開例（70 分　3 ～ 4 人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1　ワーク 1　（5 分）	
① ワークシート 1 について、何の数字か考える。	○　ワークシート 1 に取り組む際は、ワークシートの題名がワーク 1 のヒントになってしまうので、点線以下を印刷し配付する。
② 解答を聞く。	○　表の数字は「ある人たちの数であること」であり「厚生労働省から発表されている数」であることなどを伝える。
2　ワーク 2　（45 分）	
① ホームレスの人に対するイメージや、ホームレスになってしまう原因などについて、自分の考えを書く。（1）（2）	○　ワークシート 2 を配付する。 ○　率直な意見を書くよう促す。
② （1）、（2）についてグループで話し合い、気づいたことや考えたことを書く。（3）	○　いくつかのグループの意見を全体で共有する。
③ DVD「『ホームレス』と出会う子どもたち」を視聴する。	
④ できる支援について書く。（4）	○　ホームレスの人たちの心情に沿った支援のあり方を考えるよう促す。
⑤「若者ホームレス」についての説明を聞き、思うことを書く。（5）	○　解説を参考に「若者ホームレス」について説明する。誰もがホームレスになってしまう可能

	性があることにつなげ、身近なこととして考えるきっかけとしたい。
４　ワーク３　（20 分） ① 自分の考えの変容について、理由を添えて書く。（１） ② グループで（１）の内容について意見交換をする。（２） ③ グループで話し合ったことをもとに感想を書く。（２） ④ （２）について何人かが発表する。	○　ワークシート１で見た数字に、実はネットカフェ難民の数は含まれていないこと、可視化されないホームレス状態の人は年々増加していると考えられていることなどを補足する。 ○　時間がない場合は、ワークシートを回収し、後日意見をまとめたものを配付するなど、フィードバックしてさらに生徒の考えを深める。

３　解説

ワーク１について

（答え）全国のホームレス状態にある人の数

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第二条には、ホームレスとは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義されている。

このような「ホームレス」の人は、ワーク１の表に示されているように、近年は減少傾向にあるといえる。

しかしながら、次のような問題も指摘されている。

厚生労働省の 2015年１月調査でのホームレス人口は 6,541 人と、前年に比べ 967 人減っています。07年１月調査では平均年齢 57.5 歳、５年以上野宿する人は 59％と、高齢化と野宿生活の長期化が指摘されていました。ここでのホームレスとは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」と、野宿生活者に限っています。ところが、翌 08 年のリーマンショックによる世界同時不況により、30 万人にもおよぶ派遣労働者の解雇などにより、20～30 代の若いホームレスが増えています。彼らの多くはネットカフェや 24 時間営業の飲食店などで夜を過ごしています。日本においても、国際的なホームレスの定義である、固定した住居をもたない人、また、それを失うおそれのある人という定義に従えば、その数はかなりの数になると考えられます。

ホームレス問題は社会の構造の問題であるとともに、社会の変化やその未来や、人間の生き方にかかわる根源的で、しかも誰の目にも見える問題なのです。

ビッグイシュー基金ウェブサイトより

つまり、法律で定義されているようなホームレスとはまた形態の違った「帰る家を持たない人」は、近年も増え続けているのである。路上生活を送るのではなく、いわゆる「ネットカフェ難民」のような住居がなく寝泊まりするためにネットカフェなどのような施設を利用し生活している人たちは「広義のホームレス」と表現される。

ホームレスの数に関して、ワーク１の表を見る限りは減少傾向にあるが、ここにはネットカフェや 24 時間営業の飲食店で夜を過ごし、帰る「家」を持たない人の数は含まれていない。

平成 19 年に厚生労働省が、ネットカフェなどのオールナイト利用者の数と利用理由を調査した結果、アンケートに回答した利用者の 7.8%が「住居がなく寝泊まりするために利用」と答えた。この調査結果から、ネットカフェ難民などの住居喪失者の数が全国推定 5,400 名と発表された。

ワーク２について

（２）次のような回答が考えられる。

・非正規雇用の労働者（派遣社員、フリーター等）が、さらに不況のあおりを受けて仕事を失い（派遣切り等）、家賃が払えなくなり賃貸住宅に住めなくなる。
・社宅や寮に住んでいた人が倒産や解雇によって職と家を同時に失う。
・家族との関係悪化により実家にも帰れず、ホームレス状態になる。
・社会生活に順応できなくなった、等。

DVD「『ホームレス』と出会う子どもたち」について

なぜ若者や子どもによる「ホームレス」襲撃が起きるのか? 大阪・釜ヶ崎にあるこどもの里が行う「子ども夜まわり」の活動を軸に、参加する子どもたちの変化、ホームレス生活を送る鈴木さん（64 歳）の仕事や生活、その思いに迫る。さらに「ホームレス」襲撃問題をとおして、居場所（ホーム）なき子どもたちの弱者いじめの問題を問い直す。

DVD「『ホームレス』と出会う子どもたち」 一般社団法人ホームレス問題の授業づくり全国ネット （平成 21 年）より

※ DVD は神奈川県教育委員会行政課にて、県立学校に貸し出しをしています。貸し出し方法等については、行政課人権教育グループにお問い合わせください。

（５）自分自身や身近な人がホームレスになってしまう可能性について、「考えたことがない」と答える生徒が大半であると考えられる。しかし、ホームレス状態というのは決して他人事ではなく、収入も帰る場所も失った若者ホームレスの増加が社会問題となっていることを通して、誰もがそうなってしまう可能性があることについて考えさせたい。

若者ホームレスには、路上での生活を送る者は少なく、ほとんどがネットカフェや 24 時間営業の飲食店等を転々としながら夜を過ごす。自分がホームレス状態にあるということを他人に知られたくないため、ホームレスの人たちに食事を提供する炊き出しには並んだりしない。また、得られた収入は身だしなみを整えるために使うなどするため、若者ホームレスは可視化されにくく、なかなか支援につながらないのが現状である。

人がホームレス状態に陥る原因は様々であり、特別な誰かが「ホームレス」になるというわけではないということの理解を深めさせたい。

ワーク３について

ワーク２やDVDの視聴を通して、自分の考えの変化について振り返る。グループでの意見交換なども通して、「ホームレス」や人権に対する理解を深める機会とする。

まとめ

少年・少女によるホームレス襲撃事件が社会問題として取り上げられるようになって久しく、未だに事件が後を絶たない。このような少年・少女たちがホームレスを襲うのはなぜか。それは、「誰もがホームレスになるおそれがあり、ホームレス状態になっても守られるべき人権がある」という認識の欠如が大きな要因の一つであると考えられる。

「ホームレス状態」は決して他人事ではなく、私たちが生きていく上で常に自分の問題として存在しているものである。「自分がホームレスになってしまった時、人間としての尊厳を無視され、襲撃されたり差別されたりしたらどうか」など、ホームレスということを身近なものとして捉え、自分自身に置き換えて考えるように、授業の中で促したい。

家があってもなくても、皆がそれぞれ同じようにたった一つの命を持って生まれてきたかけがえのない一人である。そのことを認識することが、ホームレスの人権を守る大切な第一歩となるのではないだろうか。

高校生がホームレスの人たちにできる支援は限られているかもしれないが、ホームレスの人たちの人権を考えることを通して、「相手のことを自分のこととして考え、相手の気持ちに寄り添って思いやること」が相手の人権を尊重することには欠かせないことだということを、改めて生徒自身に気づかせたい。

〈引用文献〉
ビッグイシュー基金ウェブサイト

〈参考資料〉
「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」 厚生労働省
「広義のホームレス実態調査について」 厚生労働省
DVD「『ホームレス』と出会う子どもたち」 一般社団法人ホームレス問題の授業づくり全国ネット（平成 21 年）

10 犯罪被害者とその家族の人権について考えよう

テレビ、新聞、インターネットなどでは、毎日様々なニュースが報道されていて、その中には犯罪のニュースもあります。犯罪には、事件をおこした加害者と事件に巻き込まれた被害者がいます。犯罪の被害者はどのようなことに困っていて、どのような気持ちでいるのかについて考えてみましょう。そして、自分に近い存在の人が犯罪被害者になってしまった時に、何ができるのか考えてみましょう。

ワーク１

次にあげる犯罪の中で、一年間に発生する件数が一番多いと思うものに○をつけましょう。

- 窃盗（物を盗む）
- 放　火
- 殺　人
- 性にかかわる犯罪
- 交通事故
- 傷　害
- 詐　欺（人をだます）

ワーク２

次の[事例]を読んで考えてみましょう。

[事例]

高校３年生のＡさんは、会社員の父親、公務員の母親、小学６年生の妹と家族４人で暮らしている。Ａさんは、運動部に所属し、副部長で、後輩や同級生から慕われていた。部活動引退後は、大学に進学するための受験勉強に励んでいた。そのため、放課後週３回塾に通っていた。

ある日の深夜、会社から帰宅途中の父親が、若者数名に囲まれ、暴行を受けて、入院してしまった。父親の被害は甚大で、現在も意識不明の重体である。回復の見通しもたっていない。母親は仕事に行きながら、病院への付き添いにも行き、Ａさんと妹は家事などを交代でやっている。

そのような中、テレビで事件についての報道がされた。事件の概要と父親の名前、自宅の住所が伝えられた。また、事件にあった路上の映像が映された。

（1）この事件による直接的な被害だけではなく、この先、Ａさんの家族にどのような問題が起こると思いますか。

(2) 家族が犯罪に巻き込まれたことで、Aさんはどのような気持ちになると思いますか。

(3) 資料2、3を読んで、あなたが考えたことを書きましょう。

ワーク3

犯罪に巻き込まれた自分の身近な人やその家族に対して、どのようなことができると思いますか。資料4も参考にし、グループで話し合いましょう。

ワーク4

今回の学習を通して、学んだことや考えたことを書きましょう。

■資料１

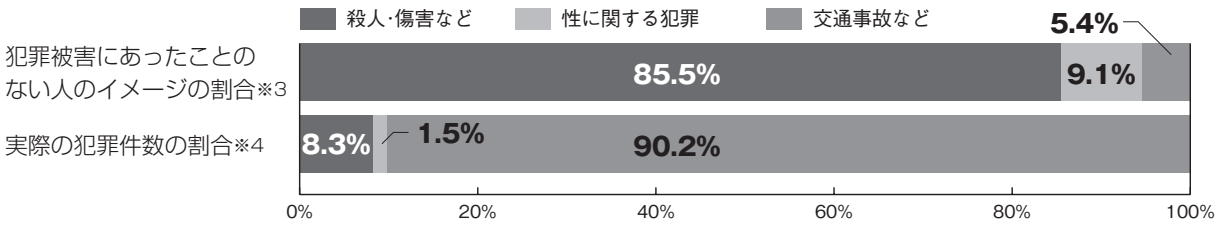

※１　警察などの捜査機関によって発生が認知された件数。
※２　性に関する犯罪では、被害にあっていても、それをまわりに知られるのが恥ずかしかったり、怖かったりして、警察に届けない人が多くいます。そのため、実際に起きている件数はもっと多いといわれています。
※３　内閣府が実施した「平成 20 年度犯罪被害者等に関する国民意識調査」調査結果のうち「その他」を除いた割合。
※４　法務総合研究所「平成 21年版　犯罪白書」のうち「殺人･暴力など」「性に関する犯罪」「交通事故」における割合。

「犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材『友達が被害者になったら』」
内閣府犯罪被害者等施策推進室　（平成 21 年 11 月）より

■資料２

犯罪被害者等の抱える様々な問題・周囲の人の言動による傷つき（近隣や友人、知人の言動）

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

「犯罪被害者支援ハンドブック･モデル案」　内閣府犯罪被害者等施策推進室　（平成20年12月）より

■資料３

犯罪被害にあった方々の心情や配慮について、具体的な会話例をもとにして考えてみましょう。

- **「辛いことは、早く忘れましょう。」**
  〈解説〉回復には時間がかかります。しかし、「早く忘れて。」と言われると、被害者等が自分の気もちを素直に出せなくなり、孤立感を抱いたり、問題を一人で抱え込んでしまうことにつながります。
- **「起きてしまったことを後悔しても仕方ない。」**
  〈解説〉ただでさえ、被害者等はどうすることもできなかった無力感や自責の念を抱いてしまいます。「後悔しても仕方ない。」と言われると、無力感や自責感を助長し、ますます被害者等を追い込んでしまうことにもなります。
- **「命が助かっただけ良かったと思わないと。」**
  〈解説〉命が助かったから、被害が軽いということではありません。被害者以外の人

が、被害者が体験したことについて、その程度などを決めつけることはできません。被害者自身が体験した、怖さや辛さなどに思いをはせてみることも大切です。

● **「あなたにも悪いところがあったのではないですか。」**

〈解説〉どんな状況であろうと、殺されたり、傷つけられたり、騙されたり、性的自由を奪われていい人などいません。ですから、非難されるべきは加害者です。被害者等は、もともと自分を責めてしまう傾向があります。被害者の落ち度を指摘したり、責任を問い詰めたりすることは、被害者をますます追い込んでしまうことになります。

「犯罪被害者等への理解を深めるために」横浜市市民局人権課ウェブサイトより

■資料４

被害にあった人は，こんなことをしてほしいと思っています

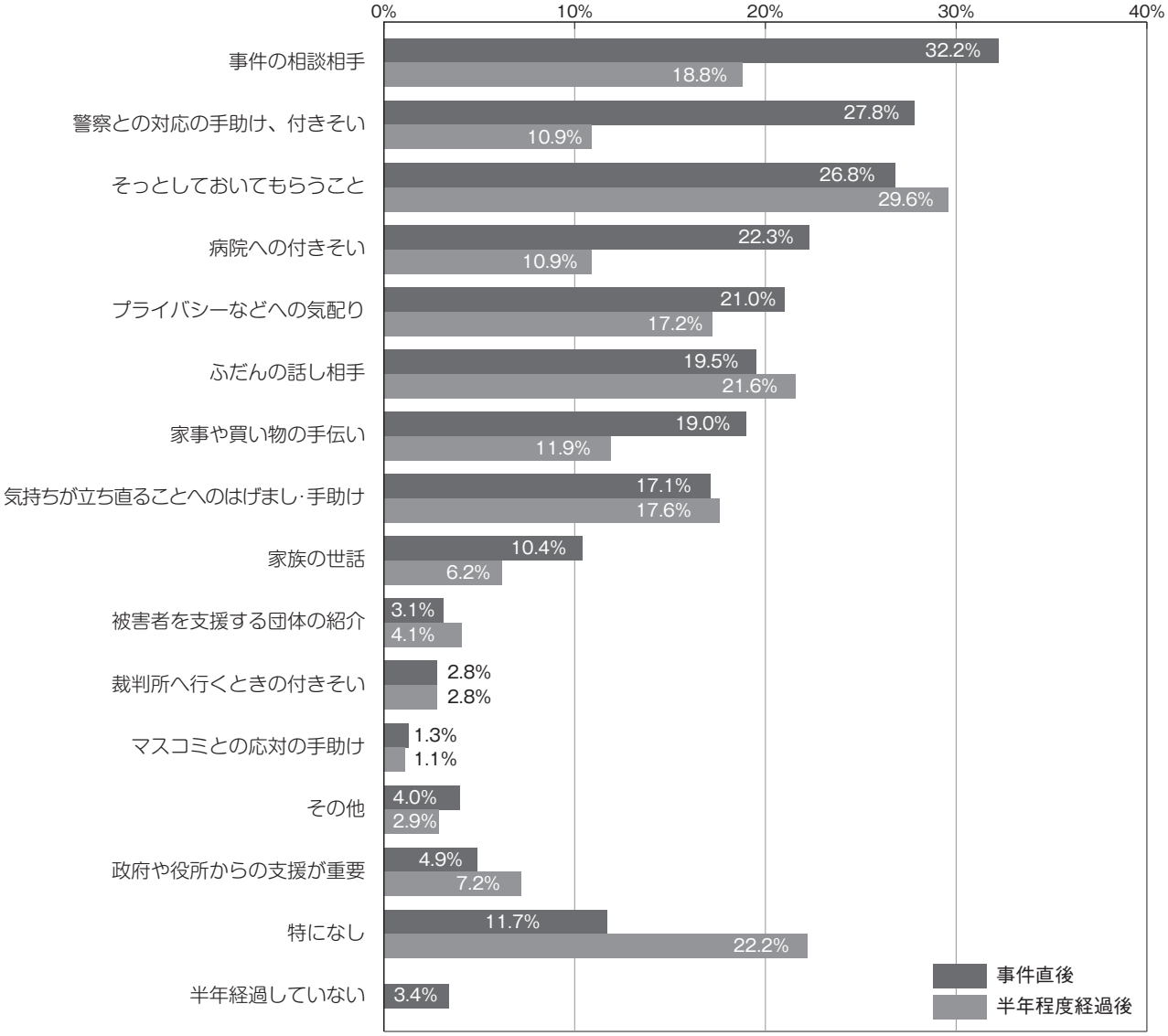

「犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材『友達が被害者になったら』」
内閣府犯罪被害者等施策推進室　（平成21年11月）より

解説 10　犯罪被害者とその家族の人権について考えよう

1　ねらい

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものによる被害だけでなく、第三者から「二次的被害」を受けることも多い。授業を通して犯罪被害者やその家族等の立場や気持ちに寄り添うことの大切さを考えさせ、二次的被害を作り出さず、被害者やその家族等への支援のあり方について考えることをねらいとしている。

2　進め方

展開例（50分　3～4人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1　ワーク1　（5分） ①「犯罪被害」のイメージについて考える。	○　加害者も含めて生徒や家族に当事者がいる可能性があることをふまえて、授業を展開する。 ○　資料1から、イメージと実際の犯罪件数とのギャップを感じられるようにする。 ○　交通事故の件数の多さなどを示すことによって、自分も犯罪被害者になりうる可能性があること、犯罪被害にあって苦しんでいる人が身近にいるかもしれないことに気づき、自分事として考えられるようにする。
2　ワーク2　（17分） ①［事例］を読み、Aさん家族に起こると思われる問題について書く。（1） ②Aさんの気持ちについて書く。（2） ③資料2,3を読んで感じたことを書く。（3）	○　犯罪の被害は、身体的な被害だけではなく、精神的な被害、時間的負担、経済的被害などがある、ということを伝える。 ○　身近な人が被害者となった時、自分が二次的被害の加害者となってしまう可能性にも気づかせる。 ○　周囲の何気ない一言が、時には被害者をひどく傷つけてしまうことを理解するよう促す。 ○　犯罪被害者等への二次的被害について理解・共感した上で、周囲の人々がどのような行動をすればよいかを考える。
3　ワーク3　（18分） ①グループで意見交換をし、意見をまとめる。	○　状況などにより配慮や支援の内容は違ってくるので、必ずしも正しい答えが存在するわけではないが、相手の気持ちに寄り添い支援や配慮をする姿勢が大切であると感じるよう促す。

４　ワーク４　（10 分） ① 授業を通して感じたことを書く。	○　犯罪被害者に対してだけでなく、普段の生活でも、自分の何気ない言動が周りの人を傷つけていることはないか考えるよう促す。

３　解説

資料１を見てみると、犯罪の被害にあったことがない人は、殺人や傷害など故意に人を傷つける犯罪をイメージすることが多いが、実際には交通事故による被害者が多く、テレビや新聞で取り上げられるような犯罪だけではない。自分自身もいつ犯罪に巻き込まれるかわからないし、犯罪被害にあって苦しんでいる人が身近にいるということも考えられる。すなわち犯罪被害は他人事ではないということである。

犯罪の被害は、身体的な被害だけではなく、被害を受けたことによる精神的な被害、警察の捜査等への協力などの時間的負担、家族の稼ぎ手が被害にあうことにより収入が途絶えたり、被害によるけがの治療費を必要とすることで、生活や進学などに支障がでたりする経済的被害等がある。被害者の立場に立ってみることで、被害者の気持ちを感じ、それにより、犯罪被害そのものだけでなく、二次的な不安や被害についても気付かせたい。

また、自分の何気ない一言が時には被害者にとって大きな影響を与えることもある。身近な人が被害者となった時、自分が二次的被害の加害者となってしまう可能性を理解した上で、被害者にどのように接していけばいいのかを考えさせたい。

資料４によると、被害者が求める支援や配慮は「事件の相談相手」、「警察との対応の手助け、付き添い」、「そっとしておいてもらうこと」などの数値が多く、一見すると関わってほしいのか、そっとしておいてほしいのか、どちらにもとれるため矛盾しているようにもみえる。しかし、犯罪被害者は、ただそっとしておいてもらいたいわけではなく、犯罪について理解・共感した上で、困ったときはすぐに手を差し伸べることができ、一緒に犯罪被害からの回復のために寄り添ってくれる存在を求めているのである。犯罪被害者それぞれに支援や配慮は違ってくるので、必ずしも正しい答えが存在するわけではないが、支援や配慮しようとする姿勢が大切である、ということを伝えたい。

〈引用文献〉

「犯罪被害者等に関する児童･生徒向け啓発用教材『友達が被害者になったら』」
内閣府犯罪被害者等施策推進室　（平成21年11 月）
「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」　内閣府犯罪被害者等施策推進室　（平成20年12月）
「犯罪被害者等への理解を深めるために」　横浜市市民局人権課　ウェブサイト

〈参考資料〉

「私たちにできること」　内閣府犯罪被害者等施策推進室　（平成19年11 月）

11 拉致問題について考えよう

ワーク１

人権に関する次の１～３の問いについて、答えましょう。

1
「人権とは何か」説明しましょう。

人権とは、

2
「人権週間」はいつからいつまでですか。

月　日
～　月　日

3
オレンジ、青のリボンの人権にかかわる意味は何ですか。

オレンジ…

青 …

拉致問題について、考えてみましょう。

北朝鮮当局による拉致問題とは

1970 年代から 80 年代にかけて北朝鮮当局(注)による日本人拉致が多発し、平成 25 年７月現在、政府は17名を拉致被害者として認定しています。また、政府が認定した拉致被害者以外にも、拉致の可能性が否定できない人たちがいます。

平成14年９月の第１回日朝首脳会談において、北朝鮮当局は日本人を拉致したことを認め、謝罪しました。その後、５名の拉致被害者が帰国しましたが、残りの拉致被害者については、いまだ問題の解決には至っておりません。

北朝鮮当局による拉致は、日本の主権と国民の生命と安全に関わる問題であり、早期に解決が望まれる国民的課題ですが、同時に拉致被害者やその家族にとっては重大な人権侵害そのものであり、日本が現在抱えている人権課題の一つであるといえます。

その一方で、拉致問題は、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や、日本で生活する朝鮮半島につながりのある人々に責任を帰する問題ではないことを押さえ、これらの人々に対する差別、偏見等が生じないように十分に配慮する必要があります。

（注）日本は、朝鮮民主主義人民共和国（通称：北朝鮮）を国家承認していないため、北朝鮮政府を「北朝鮮当局」と表現しています。

「すべての拉致被害者の帰国をめざして ― 北朝鮮側主張の問題点 ―」政府 拉致問題対策本部 （平成24 年4 月）より
「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更について」 閣議決定 （平成23 年4 月）より

ワーク２

（1）資料「世界人権宣言　要約」を読んで、「『遺骨』とともに返された娘の写真を見て」の著者が求めている権利だと思うものを２つ選び、理由とともに書きましょう。

第　　条	理由
第　　条	理由

（2）（1）についてグループでの意見交換を通して、気づいたことや考えたことを書きましょう。

ワーク３

次の文は「人権とは何か」について説明しています。（　　）にあてはまる言葉を書きましょう。

人権とは…

「人々が（　　）と（　　）を確保し、それぞれの（　　）を追求する権利」のことをいいます。

つまり「（　　）ていたい」、「（　　）でいたい」、「（　　）でいたい」という、すべての人に共通する三つの願いを支えるものです。

ワーク４

今日の学習を通して、「人権」について、あなたが考えたことを書きましょう。

■ 資料

世界人権宣言　要約

第 1 条　平等の権利

第 2 条　差別されない権利

第 3 条　自由に、安心して生きる権利

第 4 条　奴隷にされない権利

第 5 条　苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利

第 6 条　いつでもひとりの人間として認められる権利

第 7 条　法律で平等に扱われる権利

第 8 条　裁判で守られる権利

第 9 条　理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利

第 10 条　公正な裁判を受ける権利

第 11 条　裁判で有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利

第 12 条　私生活の自由が守られる権利

第 13 条　住む場所を自由に選べる権利

第 14 条　自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利

第 15 条　ひとつの国の国民となる権利

第 16 条　結婚して家庭を持つ権利

第 17 条　家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利

第 18 条　自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利

第 19 条　意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利

第 20 条　平和的な集まりに参加したり、仲間と団体をつくる権利

第 21 条　政治や選挙に参加する権利

第 22 条　人間らしく生きることができるような保障を受ける権利

第 23 条　仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利

第 24 条　休暇をとったり、余暇を楽しめる権利

第 25 条　人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利

第 26 条　学校に通い、ただで義務教育を受ける権利

第 27 条　社会の文化的生活に参加する権利

第 28 条　権利や自由を受けられるための秩序を得る権利

第 29 条　お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務

第 30 条　様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利

「人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］実践編」 文部科学省 （平成20年3月）より

解説 11　拉致問題について考えよう

1　ねらい

拉致問題を正しく理解するとともに、拉致問題を通して人権の意義やその重要性について理解し、相手の立場に立って、気持ちを受け止め、共感的に理解するなど、人権尊重のための人権感覚を醸成する。

2　進め方

展開例（50 分　3 ～ 4 人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1　ワーク 1　（12 分）	
①　1 ～ 3 の問について、答える。	○　本時の学習への意識を高めるために、1 については必ず書くように促す。
②　2、3 について説明を聞く。	○　解説（1）、（2）を使って、2、3 について説明する。3 では、必要に応じて他の色のリボンの意味を説明する。 ○　1 については、ワーク 3 で説明することを伝える。また、授業の中で関連する内容が出てくるので、「人権とは何か」について考えながら授業に参加するよう伝える。
③　拉致問題の概要を聞く。	○　ワーク 1 の「北朝鮮当局による拉致問題とは」や冊子「北朝鮮による日本人拉致問題」（政府拉致問題対策本部作成）の内容を参考にし、拉致問題の概要について説明する。
④　「心みつめて（第 6 集）」（P.17、18）の「『遺骨』とともに返された娘の写真を見て」を聞く。	○　「心みつめて（第 6 集）」の「作品について」（P.22 の該当箇所）や冊子「北朝鮮による日本人拉致問題」（P. 5 の 1～15 行目）を参考にして、北朝鮮当局から横田めぐみさんの死亡が報告されたことや、めぐみさんの「遺骨」とされるものが提供（その後の鑑定で本人のものとは異なる DNA が検出）された経緯等を説明した後、朗読する。
⑤　感想を共有する。	○　数名の生徒に感想を聞き、被害者やその家族のつらい心情について共有する。 ○　北朝鮮当局に対する非難に主眼を置くので

	はなく、拉致被害者やその家族の心の痛みなどを中心に取り上げるなどし、被害者等のつらい気持ちに共感することを通して、人権尊重についての理解を深めるよう促す。
2　ワーク2　（22分） ① 世界人権宣言についての説明を聞く。	○　解説(3)を参考にし、世界人権宣言について説明する。
② 資料を読んで、「『遺骨』とともに返された娘の写真を見て」の著者が求めている権利だと思うものを2つ選び、理由とともに書く。（1）	○　すべての条項を読みあげ、内容について確認する。 ○　すべての権利等についてよく考えた上で2つ選ぶように促す。
③ （1）についてグループで意見を発表し合う。また、意見交換をしながら気づいたことや考えたことを書く。（2）	○　4人程度のグループになるよう指示する。 ○　メモした内容は、次のグループ活動で発表し合うことを伝える。 ○　他の人の意見を共感的に受けとめるよう促す。
④ （2）に書いた意見交換をして気づいたことや考えたことを、グループで発表し合う。	○　全員が自分の意見を伝えられるように、同じ内容であっても発表するよう促す。
3　ワーク3　（8分） ① 人権についての説明文の（　）に入ると思う言葉を書く。	○　資料を参考にするよう促してもよい。
② グループで（　）に入る言葉について意見を発表し合う。	○　時間に余裕があれば、各グループの考えを全体で共有する。
③ （　）に入る言葉が何かを聞く。	○　解説(4)を参考にし、（　）に入る言葉を伝える。
4　ワーク4　（8分） ① 今日の学習を通して、「人権」について、考えたことを書く。	○　授業を通して生徒から出された意見や記述をもとに、解説（5）を参考にまとめる。
② まとめを聞く。	○　「拉致問題を通して、他の人の気持ちに寄り添い、共感する心は、他の人権の問題について考える際にも大切である。そのようにして人権感覚を磨くことが、人権が尊重された学校や社会づくりには不可欠である」という視点も伝える。

冊子「北朝鮮による日本人拉致問題」は政府拉致問題対策本部ウェブサイトを参照

３　解説

北朝鮮当局による拉致は、日本の主権と国民の生命と安全に関わる問題であり、早期に解決が望まれる国民的課題であるが、同時に拉致被害者やその家族にとっては重大な人権侵害そのものであり、日本が現在抱えている人権課題の一つであるといえる。

このため、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されるとともに、平成23年4月1日には閣議決定により国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）における人権課題として、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられ、「学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する」こととされた。

県立高等学校及び中等教育学校には、拉致問題を題材にした視聴覚教材として、「映画『めぐみ』」、「アニメ『めぐみ』」、「『ただいま』～の声を聞くために～」を配付している。

拉致問題を授業で扱う際には、「人権学習ワークシート集 V ―人権教育実践事例・指導の手引き（高校編　第14集）―」の「映画『めぐみ』」及び「アニメ『めぐみ』」の指導例及び「拉致問題の指導における留意事項」（同ワークシート集 P.100）を参照すること。

（１）人権週間

日本では、世界人権宣言が採択されたことを記念して、同宣言が採択された12月10日を最終日とする１週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定めている。なお、12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間とされ、政府主催のシンポジウムなどが行われる。

（２）アウェアネス・リボン

図のように折ったリボンを、社会問題などに対する支援の活動のシンボルとして用いる。色には様々な意味が込められている。同じ色でも複数の意味がある場合がある。また、リボンの形にも様々なデザインがある。

オレンジ……子ども虐待防止 等
青……北朝鮮当局による拉致被害者の救出と支援 等
赤……エイズや HIV 感染の予防や理解と支援 等
紫……女性に対する暴力防止 等

〈参考〉

「かながわ人権施策推進指針（改定版）」について

「かながわ人権施策推進指針（改定版）」とは、人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざし、神奈川県における人権教育及び人権啓発の推進の方向を示したものです。指針には、人権課題として11の分野別施策の方向が示されており、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」もその１つです。

また、指針に基づき人権尊重の啓発を図るため、人権啓発ポスターを人権週間にあわせて毎年作成し、県内公立学校や行政機関等に掲示しています。最新のポスターは神奈川県教育委員会のホームページに掲載されています。

（画像は平成27年度のポスター）

（３）世界人権宣言について

第二次世界大戦などの悲惨な戦争の体験から、国連を中心にした国際社会は、皆が安心して生活できる社会の成立のためには、世界全体が人権尊重を前提に考えなくてはならないと考えるようになった。

国連は昭和23(1948)年12月の第３回国連総会において、人権および自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」を採択し、人権の尊重が平和の基盤であることを国際社会に訴えた。これを契機として、国連は各種の人権に関連する国際条約の採択など、さまざまな人権を擁護し、人権の保障を促進する活動を進めてきた。

（４）人権とは…

「人々が（生存）と（自由）を確保し、それぞれの（幸福）を追求する権利」のことをいいます。（「人権擁護推進審議会答申」（平成11年7月）より）

つまり「（生き）ていたい」、「（自由）でいたい」、「（幸せ）でいたい」という、すべての人に共通する三つの願いを支えるものです。

（５）人権の尊重とは…

自他の人権を正しく理解し、相互に尊重し合うこと、つまり「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」をいう。

そして、人権の大切さの理解を深めるとともに、人権が「守られているか」「侵害されていないか」などを正しく感じとる人権感覚を磨いていくことが、人権の尊重には重要である。

〈引用文献〉

「北朝鮮による日本人拉致問題」 政府拉致問題対策本部 （平成27年10月）
「すべての拉致被害者の帰国をめざして ― 北朝鮮主張の問題点 ―」 政府拉致問題対策本部 （平成24年4月）
「かながわ人権施策推進指針（改定版）」 神奈川県・神奈川県教育委員会 （平成25年3月）
「人権学習のための参加体験型学習プログラム集（第２集）」 神奈川県教育委員会 （平成27年2月）
「人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］実践編」 文部科学省 （平成20年3月）
「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更について」 閣議決定 （平成23年4月）

12 LGBTってなんだろう？

ワーク１

LGBTは、Lはレズビアン、Gはゲイ、Bはバイセクシュアル、Tはトランスジェンダーの略で、性的マイノリティを総称して使われる言葉です。次のそれぞれの言葉の説明として当てはまるものを１～８から選んで答えましょう。

レズビアン	ゲ　イ	バイセクシュアル	トランスジェンダー

異性愛者	同性愛者	性的指向	カミングアウト

1 男性を恋愛対象としたり、男性に性的魅力を感じたりする男性。	**2** どの性別を恋愛、性的魅力の対象とするか。「セクシュアリティ」ともいう。	**3** 女性を恋愛対象としたり、女性に性的魅力を感じたりする女性。
4 男性、女性の両性を恋愛対象としたり、両性に性的魅力を感じたりする人。	**5** 自分の生まれ持った身体の性に違和感がある人。	**6** 自分の性的指向等を誰かに伝えること。「クローゼットの中から外に出る」が語源。
7 同性を恋愛対象としたり、同性に性的魅力を感じたりする人。	**8** 異性を恋愛対象としたり、異性に性的魅力を感じたりする人。	

ワーク２

身体と心のセクシュアリティと、性的指向って？

次の（例）は、Aさんが自分自身の「身体」の性別や「心」の性別、「性的指向」（どちらの性別を恋愛対象としたり、性的魅力を感じるか）の様子を表した図と、それについて説明したものです。（例）を参考にして、１～３のそれぞれの人について説明してみましょう。

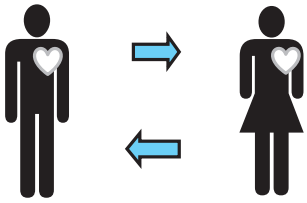

（例）Ａさん

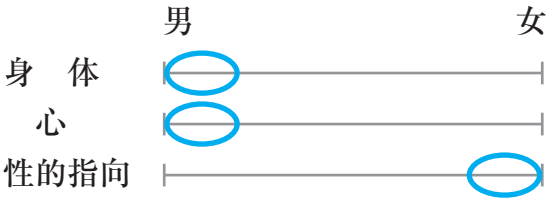

身体は男性で、自分は男性であると思っています。

女性に対して性的魅力を感じているので、異性愛者であると思っています。

１　Ｂさん

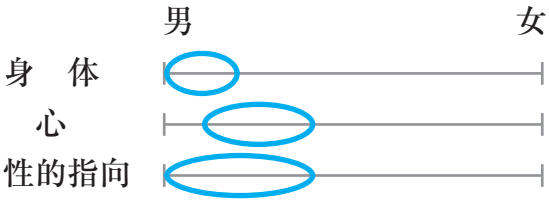

２　Ｃさん

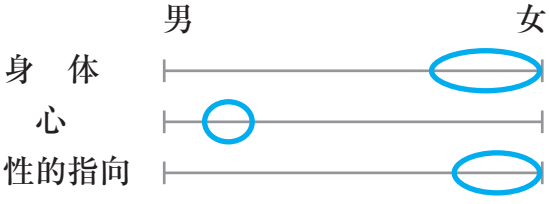

３　Ｄさん

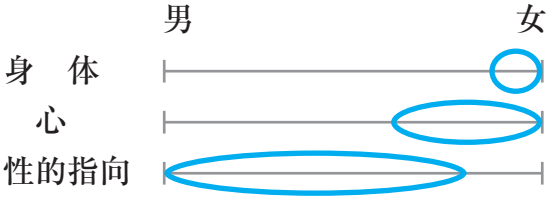

ワーク３

次の文章は平良さんという方のお話です。文章を読んで、質問に答えましょう。

小学校の頃、スカートをはきたいと母親に言ったら、母親は一緒に生地を買いに行き、縫ってくれました。母親は「人と違って良い」といつも言ってくれました。中学生の頃、同性への興味があることを自覚し、図書館で関係する本を読む中で、自分は普通ではないと思い、苦しみが始まりました。最初のカムアウトはSOSでした。友人のＩくんに自分のことを話したところ、Ｉくんは「今までとかわらないよ」と言ってくれ救われました。しかし、「今までとかわらないよ」という言葉に納得ができない自分がありました。「今までと違うことをカムアウトしたのだから」という思いが湧き上がりました。

高校卒業後、ゲイの雑誌があることを知り、自分には仲間がいることを知りました。群馬の大学に進学した時、ゲイの学生と出会いました。その人を好きになるしかありませんでした。また、同級生に対して、「自分を知ってください。」というカムアウトもしました。

牧師の勉強をしている時代に、ゲイの人たちの裁判を支援しました。多くのゲイの友達に出会うことができ、好きな人を選ぶ権利があることを知りました。また、自分が思ったことを言える経験や普通の会話ができる喜びを知りました。この経験を通して、「ひとりではないよ。自己肯定感をもってもらう。」ことを伝えることができるようになりました。母親へのカムアウトは親子関係がかわらないので難しいものでした。母親は「親の育て方か」「治るのか」「異性愛にかわるのか」という反応でした。「親の育て方の問題ではないし、治療の対象でもない、今まで同性愛なので変わることはない」と答えました。母親は「もっと理解したいので教えて」と答えてくれました。

「人権センターニュース No. 265・266 合併号」　一般社団法人神奈川人権センター　（平成26年７月）より

カムアウト…カミングアウトと同義

自己肯定感…自分の性格や能力などを肯定的に考えたり感じたりする感情。「自分のあるがままを受け入れ、自分自身を大切にする。」という気持ち。

（１）平良さんが母親に「スカートをはきたい」と言ったときの心境を考え、書きましょう。

（2）Ｉくんに「今までとかわらないよ」と言われた時の救われた気持ちと、納得がいかなかった気持ちをそれぞれ説明してみましょう。

（3）平良さんが「ひとりではないよ。自己肯定感をもってもらう。」と伝えているのは、なぜだと思いますか。あなたの考えを書きましょう。

ワーク４

今日の学習を通して、感じたことや考えたことを書きましょう。

解説 12 LGBTってなんだろう？

1　ねらい

現在、世界では20カ国で同性婚が認められている。2015年６月にはアメリカの最高裁判所で「同性婚」をすべての州で認める判断をし、事実上、合法化された。これを受けオバマ大統領が「これはアメリカにとって勝利だ」と、声明を発表した。また、日本でも平成27年３月に渋谷区議会で、同性カップルを結婚に相当する関係と認め、証明書を発行する「同性カップル条例」が成立した。

私たちの性的指向や性自認のあり方は様々である。日本の広告代理店の調査によると、LGBTに該当する人たちの割合は人口の7.6%になるという結果が出ている。そのことから40人のクラスで２人から３人の性的マイノリティの生徒がいる可能性があると考えられる。教職員のみならず生徒一人ひとりが性的マイノリティの人々の存在を知ることや互いを尊重し合うことの大切さ、支援のあり方について考えを深めさせたい。

※ LGBT調査 2015
調査時期等：平成27年4月　株式会社電通が実施（インターネットによるアンケート調査）
調 査 対 象：全国20歳～59歳、約７万人

2　進め方

展開例（50分）

学習活動	指導上の留意点
1　ワーク１　（５分） ① さまざまな性的指向の特徴等の説明を１～８から選び、答える。	○　さまざまな性的指向の特徴等を理解し、自分がどのように受け入れ、尊重できるかを考えるよう伝える。
2　ワーク２　（10分） ① ワーク１で学んだことを踏まえて、(例)を参考にして、１～３の人について説明する。	○　ワーク１で学んだそれぞれの性的指向や特徴等を踏まえて、考えるように伝える。 ○　１～３はあくまで一例であって、これがすべてではなく、性的指向や性自認といったセクシュアリティは多様であることを伝える。
② ①についての説明を聞く。	○　解説の(例)を参考にし、１～３の人について説明をする。

３　ワーク３　（30 分） ① ワーク３の教材を読み（１）～（３）に自分の考えを記入する。	○　平良さんの話を読み、その時々の平良さんや周囲の人の気持ちを書き、理解を促す。 ○　小学生であることや、その後の母親の言動等もふまえて、平良さんの心境を想像するように促す。（１） ○　２つの気持ちを説明することが難しい場合は、１つでもよいことを伝える。（２）
４　ワーク４　（５分） ① ふりかえりを書く。 ② まとめを聞く。	○　【参考】(1)～(3)を用いて、適宜解説を加える。 ○　授業全体を通して、感じたことや考えたことを書くように伝える。 ○　LGBT の悩みの例などを伝えたり、解説を参考にしたりしながら、お互いを尊重し合うことの大切さを伝える。

３　解説

ワーク１・２について

様々な性的指向と性自認があることを知り、理解する。また、性的指向や性自認は、それぞれの人にある特性であり、自らの意志や他人の意見などで変えることができないことを学習する機会とする。その中で、身近に自分とは違った性的指向がある人がいたときに、相手を受け入れ、その人が困っているときは理解し尊重できる心を育てたい。実際にクラスに LGBT の生徒がいるかもしれないということを考慮し、差別や偏見につながるような話に展開することのないよう、注意を払いながら進める。（グループやペアワークではなく個人で取り組ませることが望ましい。）

LGBT や性的マイノリティという言葉はここ最近、メディアなどいろいろな場で耳にするようになってはきたが、実際それがどのようなものなのかという認知度はまだ高いとはいえない。生徒が LGBT に関する用語の名称と特徴を正しく理解できるようにしたい。

また、ワーク２の設問は身体や心の性別、性的指向を考えるものである。身体や心、性的指向のあり様は人それぞれであることや、それらを明確に意識できている人も、気持ちが揺れ動いている人もいることを理解するとともに、全ての性的マイノリティの人々の身体や心の性別、性的指向のあり様を尊重すべきであることを理解させる。

ワーク１　解答

レズビアン	ゲイ	バイセクシュアル	トランスジェンダー
3	1	4	5
異性愛者	同性愛者	性的指向	カミングアウト
8	7	2	6

ワーク２

１　Ｂさん

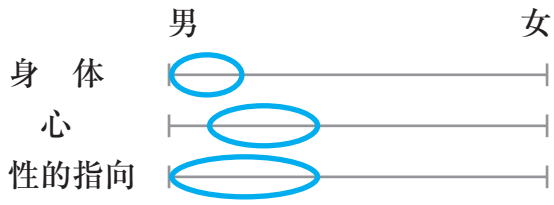

（例）身体は男性で、自分は男性であると思っています。
　男性に対して性的魅力を感じているので、同性愛者(ゲイ)であると思っています。

２　Ｃさん

（例）身体は女性ですが、自分は男性であると思っています。
　男性として、女性に対して性的魅力を感じているので、異性愛者であると思っています。

３　Ｄさん

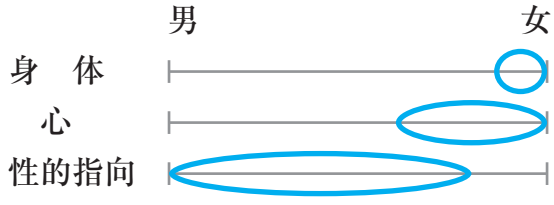

（例）身体は女性で、自分は女性であると思っています。
　主に男性に対して性的魅力を感じますが、性別によらないこともあるので、バイセクシャルであると思っています。

LGBTの方の悩み

・自分の心の性に合った制服が着られない。
・「気持ち悪い」、「近寄るな」などと言われ、いじめられたが、先生や両親には原因を相談できず、不登校になってしまった。
・自分のことが許せず、罰するような気持ちで自分の体を傷つけてしまう。
・このまま大人になっていくのが怖い。
・クラスメイトがLGBTの人たちのことをバカにして笑っていた。
・自分らしく生きるために、隠さず本当の自分のことを話したい。
・自殺を考えたことがある。

「厚生労働科学研究費補助事業エイズ対策政策研究事業の一環で作成された、教員5,979人を対象にしたLGBT意識調査レポート『子どもの“人生を変える”先生の言葉があります。』」研究代表者　日高庸晴（平成26年7月）より

ワーク３について

ここで使われている教材は、日本のキリスト教会において、男性同性愛者であることをカミングアウトしたうえで、初めて牧師として正式に任用された平良愛香さんが講演で実体験から話された内容の一部である。次の【参考】を用いて適宜解説を加え、平良さんの心の動きに注目させ、彼の葛藤を通じて性的マイノリティの人々の葛藤を理解することを促したい。

【参　考】

（１）平良さんが母親に「スカートをはきたい」と言ったときの心境を考え、書きましょう。

（例）いつも「人と違って良い」と言っていた包容力のある母親に対し、小学生の自分は性的マイノリティという認識もなく、「スカートをはきたい」から素直に自分の思いを言ったのであろう。日頃から信頼している母親はきっと望みを受け入れてくれるであろうと、子どもらしい率直さから告げたのである。すなわちこれは、母と子のコミュニケーションのあり方のひとつであって、子どもとしては、日頃の言葉に違わず自分の希望を受け止め、買い物と裁縫で応えてくれた母親を、より強く信じることとなったと思われる。

（2）Ｉくんに「今までとはかわらない」と言われた時の救われた気持ちと、納得がいかなかった気持ちをそれぞれ説明してみましょう。

（例）カムアウトすることで、性的マイノリティとして異端視され、また、それまで事実を隠していたと受け取られて、友人関係が破綻する不安もあったが、「今までとかわらないよ」と言われて、救われる思いがした。しかし、その一方で、友人の反応があまりに率直明快であり過ぎる印象から、カムアウトをSOSとして受けとめてくれたのか、これまでの自分の不安や懸念、決断を分かっているのか、また、カムアウトした後の自分は以前の自分ではない（性的マイノリティである）ことを本当に理解しているのか等、救われた思いと同時に納得がいかないような気持ちになった。

（3）平良さんが「ひとりではないよ。自己肯定感をもってもらう。」と伝えているのは、なぜだと思いますか。あなたの考えを書きましょう。

（例）自分が同性愛者であることに長く苦しんできたが、同性愛者であることも含めセクシュアリティは決して非難されることではなく、多様な性のあり方は認められ尊重されるべきものであり、一人の人間として幸せに生きていくには、自分のあるがままを受け入れ、自分自身の大切さを認めること、すなわち「自己肯定感」をもつことが大切だと認識したから。

〈引用文献〉
「人権センターニュース No. 265・266 合併号」　一般社団法人神奈川人権センター（平成26年７月）

〈参考資料〉
「厚生労働科学研究費補助事業エイズ対策政策研究事業の一環で作成された、教員 5,979 人を対象にしたLGBT 意識調査レポート『子どもの“人生を変える”先生の言葉があります。』」
研究代表者　日高庸晴　（平成 26 年７月）
「電通 LGBT 調査 2015」　株式会社電通 電通ダイバーシティ・ラボ　（平成27年４月）

【高等学校の全体計画例】

人権教育のための国連10年・人権教育のための世界計画
子どもの権利条約
日本国憲法
教育基本法
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
人権教育の指導方法等の在り方について
学習指導要領

国・県の教育目標・教育方針

・かながわ人権施策推進指針（改定版）
・在日外国人（主として韓国・朝鮮人）にかかわる教育の基本方針
・県立高等学校学校運営の重点課題

生徒の実態
家庭・地域の実態
保護者・地域の願い
教職員の願い

○○○高等学校の教育目標・教育方針

人間性が豊かで、社会の進歩発展に貢献する人材を育成する。
①豊かな知性、広い視野と柔軟な思考力、たくましい行動力を身に付けさせる。
②自主自立・人権尊重の精神を養い、行動の責任を持つ人物を育成する。
③一人ひとりの個性を伸ばし、内なる可能性を最大限に実現させる。

人権教育目標

人権尊重の意識を高め、偏見や差別を許さない考え方と態度をもち、人権が尊重される社会づくりに向けて行動することができる生徒を育成するため、次のような態度や力を培う。
①自他の生命と人権を尊重する態度
②公正な判断力、自主的で責任ある態度・行動力

各教科・領域等における指導の重点

各　教　科

○中学校までの学習を踏まえた基礎学力の向上
○参加体験型学習の導入など、教材の工夫による、生徒が達成感を持てる授業
○人権問題についての計画的学習による系統的な理解

特別活動

○心身の調和のとれた発達とともに個性が伸ばされる集団の育成
○集団の一員としての自覚、協力性・責任感の醸成
○諸行事への積極的参加、コミュニケーション能力の育成による、自分との「違い」を認め合う協調性の育成
○キャリア教育を通じた「生き方」「在り方」形成の支援

総合的な学習の時間

○「環境」「人権」「福祉」「文化」等のテーマ学習を通して、「違い」を認めつつ共生していく考え方を磨く。
○移動教室、外部講師の導入、視聴覚教材等の教材の工夫などにより、「学ぶ力」を育てる。

生徒指導

○生徒自身の自己肯定感を高め、やる気・意欲を伸ばせる日常生活

○「教職員と生徒」「生徒同士」がお互いに尊重しあえる人間関係づくり

各学年の目標

1年	○いろいろな学習や体験を通じ、正直に自分を見つめ、自分らしさ・自分のよさを発見する。 ○多くの人との出会いを通し、相手の良さを知る。 ○偏見や差別のありさまについて学び、これを許さない態度を養う。
2年	○意欲的な学習や体験を積んで、自信を持ち、自分らしさの拡大に努める。 ○多くの人との出会いや情報入手（本など）を通して、考えの違いを認め、相手を大切にする心を育む。
3年	○人権尊重の意識のもと、広い視野をもってお互いを高めあい、社会の形成者としての人権意識を確立する。 ○希望する進路の保障に努める。

学年・学級等の経営

目標
○一人ひとりが、生き生きと活動する集団
○目標に向って協力して取り組み、個々の能力を伸ばせる集団
○生徒一人ひとりの希望進路の保障

取組
◇生徒一人ひとりの個性、とりまく環境を把握する
・教職員と生徒との積極的なコミュニケーション

人権教育を支える環境の整備

目標
○一人ひとりが尊重され、存在が認められる環境
○教職員と生徒の一体感が感じられる雰囲気
○自由に発言・発表・相談ができる安心・信頼感がある環境

取組
◇教職員の「人権感覚」の向上
・研修の充実　・日本語を母語としない生徒への支援
◇授業方法の改善
・授業公開による研究　・生徒の主体的な参加
◇清潔で居心地のよい学習環境の整備

家庭・地域・中学校との連携

目標
○学校・家庭・地域・中学校による教育目標・教育課題の共有

取組
◇PTA・地域への啓発活動
・学校、学年、学級だより　・家庭訪問　・教育相談
・面談、懇談会　・ウェブサイトの充実　・中学校訪問
・小・中学校教職員との合同研修　など
◇地域協力者の授業講師への活用
◇ボランティア活動

編集委員

平成26･27年度 神奈川県高等学校教育課程研究会（人権教育部門）研究推進委員

・厚木清南高等学校	榎本　康二
・橋本高等学校	布田　佳奈子
・厚木高等学校	山根　菜摘
・金井高等学校	河野　武二
・寒川高等学校	坂口　郁
・教育局行政部行政課	石塚　昭司
・教育局指導部高校教育課	山田　尚子

平成25年度人権教育部門の研究推進委員として人権学習ワークシート作成に参加しました。

・横浜桜陽高等学校	松野　可奈子

人権学習ワークシート集 Ⅵ
人権教育実践事例･指導の手引き（高校編第15集）

発行年月日	平成 28 年 2 月
発　　行	神奈川県教育委員会
編集責任者	神奈川県教育委員会教育局
	行政部行政課長　　舘　聡彦
	指導部高校教育課長　岡野　親

神奈川県
教育委員会教育局行政部行政課・指導部高校教育課
〒231-8509 横浜市中区日本大通33 電話(045)210-1111(代表)